



彩の国さいたま

# 建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'03/7

No. 97



人と自然の調和を目指す見沼田んぼ（さいたま市提供）

## 建産連の

## SLOGAN

## 活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。



## 水 問 題

服 部 幸 二

水は、わたくしたちの生活に欠かせない大切な資源です。地球は、水の惑星といわれており、地球表面の70%が海でそこから大量の水蒸気が蒸発し雨が雪となって、循環しています。このおかげで地球の温度はほぼ一定に保たれ、生物が発生、進化し、人類の歴史がつくられました。

水は不思議な性質があり、液体から氷の固体になったり蒸気の気体になったりします。この水の特殊な性質のおかげで人間が存在します。水がなければ人間はせいぜい数日しか生きられません。しかし人間が使える水は、地球上にある水のごく一部です。その97.5%は、海水で直接の利用は限られています。2.5%の淡水の半分以上は、南極の高山の水として固定されていて、利用出来る地下水、湖沼水、河川水は0.3%程度しかありません。水の貴重さは、まぎれもない事実です。そして湖沼の富栄養化、地下水の汚染、海洋汚染が環境問題として、取り上げられています。

世界保健機関は、20世紀の戦争が石油の争奪だったのに対し、21世紀は水の争奪から戦争が始まると预言しています。世界には、清潔な水に恵まれない人が10億人、不潔な水が原因で亡くなる子供が年150万人もいます。こうした水不足や水災害、水質汚染など世界の水問題を討議する「世界水フォーラム」が今年の3月に京都で開催されました。

埼玉県でも21世紀のあるべき川を、実現させる指針として3月に「彩の国ふるさとの川再生基本プラン」が策定されました。このプランは、メダカやホタルなど多様な生き物が生息し、子どもたちが遊んでいた「昭和30年代前半の川」を目標イメージとしています。

川の汚れの大きな原因の一つは、家庭からの生活排水です。汚れた生活排水を合併処理浄化槽や、公共下水道で処理することにより、美しい川を取り戻すことが出来ます。又、個人レベルでも、ふるさとの川を再生するために、調理に使った油などを流さないようにするなどの工夫が必要です。同時に、水の安全を守るため、水源の確保、廃棄物投棄による汚染などの対策、又、節水対策などは、われわれ建設産業が大きく関わっています。

設備設計においても、省資源、省エネルギー、環境への要求がますます重要となり、こうした時代のニーズや変化に対応できるよう取り組んでまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(埼玉県設備設計事務所協会会長)

# 建産連ニュース・目次

## 表紙写真説明

人と自然の調和を目指す見沼田んぼ — 今後はさいたま市のシンボルと位置づけ、セントラルパーク構想の推進を軸として、市内の緑の保全・活用・創造をすすめるとともに、地球環境問題に取り組み、人と自然が共生する緑豊かな都市の実現を目指す。

◆ 巻 頭 言	埼玉県設備設計事務所協会	1
◆ 行政情報		
(1)	荒川流域のみらい会議	3
(2)	県立高校再編整備計画推進事業	7
(3)	本庄新都心土地区画整理事業	14
◆ シリーズ特集 「21世紀を展望したまちづくり（その94）」		
—	さいたま市 —	16
◆ 連合会の動き		
(1)	平成15年度通常総会	22
(2)	理事会・委員会報告	26
(3)	全国建設産業団体連合会総会開催	27
(4)	月刊「建産連」正副会長座談会・埼玉県特集	28
◆ 連 載	埼玉が生んだ著名人物伝（その21）	
—	小 沢 愛次郎 —	34
◆ 告 知 板		
(1)	埼玉県の入札契約制度改善の概要	40
(2)	埼玉県企業局「分譲成約報酬制度」について	45
◆ 建産連だより		
	会員団体の動き	47
◆ 連 合 会 日 誌		
	建産連会館休館のお知らせ	53
		54

## 荒川流域みらい会議について

国土交通省 関東地方整備局  
荒川上流河川事務所 調査課  
建設専門官 新井 正

### 1. はじめに

我が国の社会資本整備に関しては、少子・高齢化や経済活力の低下によって投資余力の減少、労働人口の減少、環境問題の高まり等といった近年の社会経済の変化を踏まえて、従来の量的な充足に重点を置いた社会資本整備から、質を重視した社会資本整備への転換を求められています。

このような背景のなか、平成9年には河川法が改正され、これまでの治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」が新たに位置づけられ、河川整備の計画については、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と、具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分し、河川整備基本方針については河川審議会、河川整備計画については学識経験者、地域住民、地方公共団体の長の意見を反映する手続となりました。

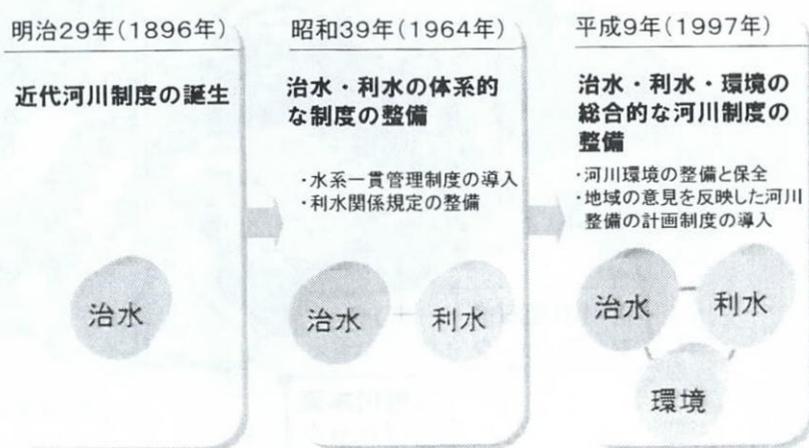
そこで、荒川の「河川整備計画」の原案を作成するため、学識経験者、流域住民、地方公共団体の長など、荒川及び流域の知見に深い方々で構成される流域懇談会「荒川流域みらい会議」を設置し、これからの荒川のあり方について、地域住民の方々と河川管理者が一緒に考え、意見交換を行う場として、平成13年3月から開催されています。

### 2. 荒川流域みらい会議の設立

#### 【河川法の改正】

近年の社会経済構造の変化に伴い、地域住民の方々価値観も多様化してきています。河川に対しても、地域住民・社会からの期待、要請は一層増大しており、その内容も多種多様になっています。

また、河川の



河川法改正の流れ

機能としては、従来の治水、利水の役割だけでなく、うるおいのある水辺空間、多くの生物の生息・生育の場、地域の風土と文化を形成する場として重要性が広く認識されはじめています。

こうした背景から、平成9年に河川法が改正され、これまでの治水、利水に加え「河川環境の整備と保全」が新たに位置づけられるとともに、地域・流域との連携、住民意見の反映が今後の川づくりの重要な項目として設定されています。

#### 【荒川流域みらい会議】

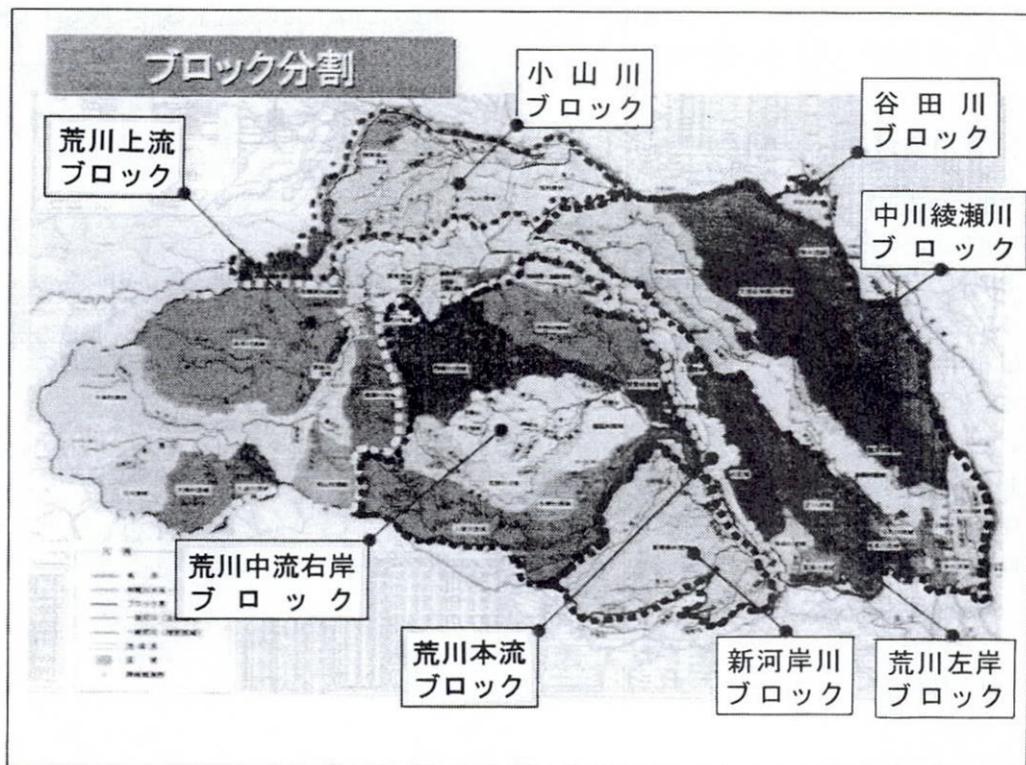
河川法で「河川環境の整備と保全」を進めていくことが位置づけられたほか、地域住民の意見を反映した河川整備の計画制度が導入されました。そこで、「荒川みらい会議」はこれからの荒川のあり方について、地域住民の方々と河川管理者（国土交通省、埼玉県）が一緒に考え、意見交換を行う場として、平成13年3月に設立されたものです。

荒川上流河川事務所に関わる「荒川流域みらい会議」としては、植松橋より上流側の「荒川上流ブロック」、人間川水系を中心とした「荒川中流右岸ブロック」、そして荒川本川の笹目橋から植松橋までを対象とした「荒川本流ブロック」の3ブロックが関係しています。

### 3. 河川整備計画策定に向けた組織

荒川においては、河川整備計画の策定に向けて下記の組織づくりを行っています。

荒川流域みらい会議は、流域住民との意見交換の場として位置づけられており、流域住民や関連市町村の意見を踏まえて河川整備計画の素案を作成し、学識者などより構成される検討委員会で素案を検討していきます。



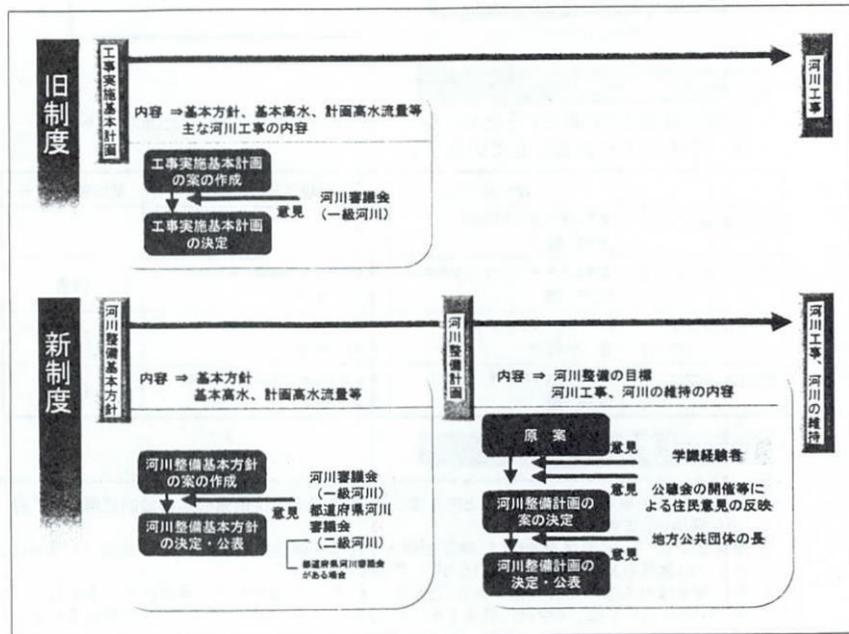
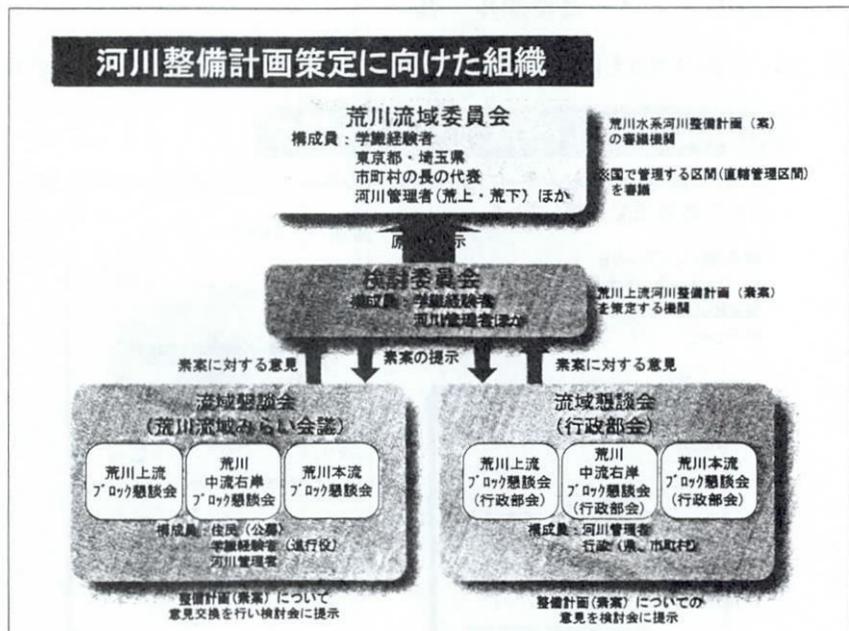
そして、荒川下流域も含めた荒川流域委員会により、水系一貫した荒川の河川整備計画を策定する予定です。

#### 4. 河川整備計画策定の手順

これまで、基本方針や計画流量、河川工事の内容をまとめた「工事実施基本計画」を策定し、整備を行ってきましたが、今後、河川を整備・維持管理していくにあたっては、河川の整備について、

長期的な目標となる洪水の流量など基本的な事項を定めた「河川整備基本方針」と、今後概ね30年後を目標に地域の特性や歴史・風土・文化なども考慮した荒川にふさわしい姿を記した具体的な「河川整備計画」を策定することが必要になりました。

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとするときは、河川に関し学識経験を有する者の意見及び公聴会の開催等、関係住民の意見を反映させる必要な措置を講じなければなりません。(河川法16条の2第3項、同16条の2第4項、同16条の2第5項)



## 5. 荒川流域みらい会議のメンバー募集

荒川流域みらい会議のメンバーについては、

- 募集パンフレット
- インターネットホームページ
- 彩の国だより（平成13年2月号、3月号）
- テレビ埼玉県UHF 38ch「彩の国インフォメーション」などの方法で募集しました。

## 6. 荒川流域みらい会議のメンバーと参加ルール

荒川流域みらい会議では、会議の運営を円滑にするため、各ブロック懇談会では座長と環境アドバイザーをお願いしています。

各ブロックのメンバーは、荒川上流ブロックは18名、荒川中流右岸ブロックが25名、荒川本流ブロックが41名で構成されています。

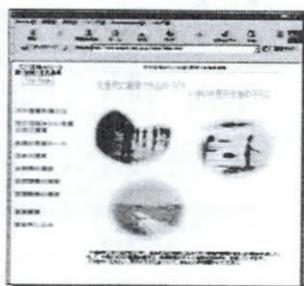
また、荒川流域みらい会議では、参加ルールを設け、メンバーの方々はこの参加ルールに従って「次世代に継承できる荒川」について意見交換を行っています。

### 荒川流域みらい会議のメンバー募集

流域みらい会議のメンバーについては、インターネットHPや、パンフレット等の以下の方法で募集しました。

- 募集パンフレット
- インターネットホームページ
- 彩の国だより(平成12年2月号、3月号)
- テレビ

募集パンフレット



ホームページ

### 流域懇談会について

会議の運営を円滑にするため、各ブロック懇談会では座長と環境アドバイザーを次の方をお願いしています。

## 7. おわりに

河川整備計画策定にあたっては従前の河川行政の枠組みではすべてを解決することは困難であり「荒川流域みらい会議」をつうじて、住民の方々と共に考え、意見交換することで広範で複雑多岐な課題の解消が図られていくものと思われます。

	座長	環境アドバイザー	懇談会メンバー
合同会議	東京工業大学工学部教授 池田 駿介		
荒川上流ブロック	芝浦工業大学システム工学部教授 松下 潤	埼玉県生態系保護協会事務局長 堂本 泰章	18名
荒川中流右岸 ブロック	江戸川大学社会学部教授 恵 小百合	埼玉県生態系保護協会理事 行森 英治	25名
荒川本流ブロック	埼玉大学大学院教授 浅枝 隆	埼玉県生態系保護協会事務局長 堂本 泰章	41名

### ～参加ルール～

- 一. 参加者全員が平等な立場にあることを自覚し、参加者の意見は所属団体の公的見解とせず自由な議論をします。
- 二. 議論はフェアプレイの精神で行い、特定の個人や団体を誹謗中傷するような発言は行いません。
- 三. お互いの意見をよく聞き尊重し合いながら、意見交換します。
- 四. 荒川流域はみんなの共有財産であることを忘れず、私利私欲のための発言は行いません。
- 五. 常にゆめを忘れずに、次世代に継承できるような荒川のみらい像について、合意形成をめざします。



## 県立高校再編整備計画について

21世紀を迎えた現在、我が国の社会が大きく変化している中、高校教育においても、多様化する教育ニーズ、学校不適應や中途退学の問題、生徒数の減少に伴う影響など、様々な課題が生じてきている。このような状況の中、県では県立高校一校一校の活性化、特色化を図り、各学校をいきいきとさせていくため、平成13年3月に「21世紀いきいきハイスクール推進計画」を策定し、県立高校の内容充実を図るとともに、県立高校の再編整備を進めながら、彩り豊かな高校づくりを推進している。

### 1. 県内の中学校卒業生の動向と今後の改革の方向

- 県内中学校卒業生数は、平成元年にピークを迎え115,584人であったが、その後、生徒数は急減し、平成12年3月には74,780人となった。

今後について予測すると、さらに減少し、ボトム期（平成18年3月）には約63,000人になると推計され、平成元年3月と比べ、約55%の卒業生数となることを見込まれる。

その後は、小さな幅での増加・減少を繰り返しながら推移し、平成25年3月には、約64,000人になると推計される。



- このような生徒数の減少に対応するとともに、新しい時代に対応した魅力ある県立高校づくりの観点から、再編整備を進める。
- 自ら個性を生かす生徒を育成するためには、変化の激しい社会に対応できる学力の育成を図るとともに、多様で柔軟な教育課程を編成し、自己の興味・関心、進路希望等に応じた科目を選択できるようにすることが必要である。このため、各学校における教育活動の充実を図ると

ともに、学校の活力を維持する観点から、適正な学校規模を確保することにより、各学校の「活性化」を図る。

- また、社会の変化や中途退学問題など生徒の多様化に対応するためには、特色ある学校づくりを進め、生徒の多様な就学機会を確保することが必要であり、総合学科など特色ある学校の適正配置を図るとともに、従来の高校教育の枠組みにとらわれないような学校づくりを進めるなど、各学校の「特色化」を図る。

## 2. 特色ある学校の設置

### 全日制単位制高校(単位制のシステムを導入した学校)の設置

- 単位制のメリットを最大限に生かしながら特色ある学校づくりを推進するため、単位制のシステムを導入した全日制単位制高校の設置を積極的に推進する。

平成12年度までに、浦和高校、浦和北高校、芸術総合高校の3校を全日制単位制高校に改編した。

### 総合学科の設置

- 普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、将来の進路を考え自分で科目を選択し学ぶ総合学科について、既設校の改編や統合により、地域バランスに配慮しながら、積極的に設置を進める。

### 新しい発想の定時制・通信制高校((通称)パレットスクール)の設置

- 昼夜開講の単位制による新しい発想の定時制・通信制高校((通称)パレットスクール)を、東西南北の地域バランスに配慮して、地域の中核となる、交通の利便性のよい場所に設置する。

### 目標年度における特色ある学校の設置校数

	平成12年度	平成25年度	東部	西部	南部	北部
全日制単位制高校 (単位制のシステムを導入した学校)	3校	20校～	6～	7～	4～	3～
総合学科	3校	15校程度	5	5	2	3
新しい発想の定時制・通信制高校 (通称パレットスクール)	0校	4校程度	1	1	1	1
中高一貫教育学校	0校	6校程度	1	1	1	1
			他に2			

### 目標年度における全日制的課程の学校数

平成11年度 現在の学校数	平成25年度 適正学校数
153校	133～138校程度

目標年度における定時制の課程の学校数

	平成11年度	→	平成25年度
定時制独立校	2校		6校程度 (うち4校程度はバレットスクール(新しい発想の定時制・通信制高校))
全定併置校	33校		13校程度

### 3. 21世紀いきいきハイスクール前期再編整備計画

県民の期待に応える県立高校づくりを目指して、県の高等学校教育改革の具体化を図った「21世紀いきいきハイスクール推進計画」に基づき、平成15年度までに着手する「21世紀いきいきハイスクール前期再編整備計画」を平成14年1月に策定した。

《東部地区》

新校等のタイプ	対 象 校	概 要
全日制単位制 高校 (平成15年度)	鳩ヶ谷高校	生徒一人一人の資質を伸ばし、進路希望をかなえる全日制単位制高校 ○65分授業、二学期制の導入等により、学習指導の充実を図り、生徒一人一人の進路実現を目指す。

《西部地区》

新校等のタイプ	対 象 校	概 要
全日制単位制 高校 (平成15年度)	坂戸西高校	あらゆる教育活動を通して生徒一人一人を応援し、様々な進路希望を実現する全日制単位制高校 ○専門科目の設置により、単位制高校としての特色化を図る。 ○特別活動や総合的な学習の時間の充実を図り、生徒一人一人の個性や進路希望に応じた履修指導を行う単位制高校を目指す。
比企地区総合学 科高校 (平成17年度)	滑川高校 吉見高校	生徒一人一人の進路希望を実現する総合学科高校 ○生徒の様々な進路に対応できるよう、幅のある選択科目を設ける。 ○環境や情報の分野など、幅広く学べる総合学科高校を目指す。 ○新高校への統合に向け、吉見高校は平成15年度から募集停止とする。

《南部地区》

新校等のタイプ	対 象 校	概 要
中高一貫教育校 (平成15年度)	伊奈学園総合高校	生徒一人一人の個性を伸ばし、進路実現を保障する、総合選択制を生かした中高一貫教育 ○併設される中学校の学校規模は、1学年当たり2学級とする。
看護に関する 5年一貫教育校 (平成14年度)	常盤女子高校	医療の高度化に対応できる看護師を要請する5年一貫教育校 ○平成14年度入学生から衛生看護科(現行3学級)と看護専攻科(現行1学級)を合わせて、2学級規模の5年一貫教育による看護師養成課程とする。
南部地区パレット スクール (平成17年度)	戸田高校(全) 浦和商业高校(定) 与野高校(定) 蕨高校(定)	学ぶ意欲と熱意のある者が自ら学習スタイルに合わせていつでも学べる学校 ○昼夜開講型の柔軟な学習システムを取り入れる。 ○不登校経験者や勤労青少年などの多様な学習ニーズにも対応する。 ○福祉、商業の分野など、幅広く学べる総合学科高校を目指す。 ○新高校の設置に伴い、3校の定時制の課程は平成17年度から募集停止とする。

《北部地区》

新校等のタイプ	対 象 校	概 要
中高一貫教育校 総合学科 (平成15年度)	小鹿野高校	西秩父地域を支える人材を育成する、総合学科による中高一貫教育校 ○生徒の多様な教育ニーズと進路希望に応えられる総合学科とする。 ○西秩父地域(2町1村)5中学校との連携型中高一貫教育校とする。
秩父地区総合技術 高校 (平成17年度)	秩父農工高校 秩父東高校	時代の変化や技術の複合化に対応する総合技術高校 ○農業科・工業科の学科の枠をこえた履修を可能にするなど、柔軟な学習システムを目指す。 ○秩父の産業や特色を生かした内容を学習にとり入れる。 ○新高校への統合に向け、秩父東高校は平成15年度から募集停止とする。
行田地区総合 高校 (平成17年度)	行田進修館高校 行田工業高校 行田女子高校	生徒の幅広い進路希望を実現する、地域に根ざした総合高校 ○生徒の多様な学習ニーズに対応し、総合的に学べる高校とする。 ○平成17年度に、行田進修館高校、行田工業高校、行田女子高校3校の統合を図る。 ○新高校への統合に向け、行田女子高校は平成15年度から募集停止とする。

※ ( ) は、設置予定年度。

※「対象校」の欄に複数記されている学校については、上段に記載した学校の敷地・校舎を、主

として活用し、新高校を設置する予定である。行田地区総合高校については、学校規模を勘案しながら、複数の校地・校舎を活用する方向で検討する。

#### 4. 21世紀いきいきハイスクール前期再編整備計画に基づく新校準備委員会報告書について

「21世紀いきいきハイスクール前期再編整備計画」に基づき、統合により新しく設置される4つの高校について、地元関係者も参加した。各地域で新校準備委員会を設け、新校の教育内容等について検討を進め報告書としてまとめた。

新校の平成17年度開設に向け、関係部局と調整しながら、それぞれの地域において開設準備組織を設け、具体的な準備を進めていく予定である。

#### 報告書の概要

##### 比企地区総合学科高校準備委員会報告書

(滑川高校・吉見高校)

##### 1 特長

- 総合学科高校として、新しい時代の要請に応える環境、情報、国際、福祉、健康など幅広く特色ある分野の学習を展開する。
- 近隣の大学等と連携し、高度な「学び」の場を提供する。
- 地元企業や産業界と連携し、将来の職業選択に向けて、望ましい勤労観・職業観を育成する。

##### 2 基本的枠組み

- 平成17年度設置
- 全日制の課程 総合学科
- 比企郡滑川町大字月輪1136番地（現滑川高等学校）に設置
- 学校規模 840人（各年次280人）を想定

##### 3 総合学科の系列

- 人文社会に関する系列
- 環境・自然科学に関する系列
- 国際文化に関する系列
- 情報ビジネスに関する系列
- 健康スポーツに関する系列
- 福祉・家政に関する系列

##### 南部地区パレットスクール準備委員会報告書

(戸田高校・浦和商业高校定時制・与野高校定時制・蕨高校定時制)

##### 1 特長

- 学ぶ意欲と熱意のある者がいつでも学べる昼夜開講の三部制とする。
- 修業年限は4年を基本とするが、他の部の科目履修などにより3年で卒業することも可能とする。
- 普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から科目を選択する総合学科で、本県の

定時制の課程に初めて設置する。

1 地域住民の開設講座への参加を可能とし、地方の方々に生涯学習の機会を提供する。

## 2 基本的枠組み

- 平成17年度設置
- 定時制の課程 総合学科 I部(午前)・II部(午後)・III部(夜間)の三部制とする(各部ごとに生徒募集を実施)。授業時間は各部とも1日4単位時間。
- 戸田市大字新曾字稲荷1093番地(現戸田高等学校)に設置
- 学校規模 960人(各年次240人(I部80人、II部80人、III部80人))を想定

## 3 総合学科の系列

- 福祉に関する系列
- 商業に関する系列
- 人文社会に関する系列
- 自然科学に関する系列

### 秩父地区総合技術高校準備委員会報告書

(秩父農工高校・秩父東高校)

#### 1 特長

- 農業、工業及び家庭に関する3学科を有する総合技術高校とする。
- 自己の特性や進路等に応じ、学科の枠をこえた履修を可能とする総合選択制を導入する。
- 企業と連携を進め、インターンシップや企業のスペシャリストを積極的に活用する。

#### 2 基本的枠組み

- 平成17年度設置
- 全日制の課程 農業に関する学科・工業に関する学科・家庭に関する学科
- 秩父市大字大野原2000番地(現秩父農工高等学校)に設置
- 学校規模 960人(各年次320人(農業に関する学科120人、工業に関する学科120人、家庭に関する学科80人))を想定

#### 3 設置学科

- 農業に関する学科 農業科、森林科学科、食品化学科
- 工業に関する学科 電気科、機械科、電子機械科
- 家庭に関する学科 ライフデザイン科(幅広く家庭科に関する学習を行う。)  
フードデザイン科(家庭科のうち、食物に関する科目を中心とした学習を行う。)

### 行田地区総合高校準備委員会報告書

(行田進修館高校・行田工業高校・行田女子高校)

#### 1 特長

- 普通科、工業に関する学科及び総合学科の3学科を有する単位制の総合高校とする。
- 県北では初めて、普通科、工業に関する学科に単位制を導入する。
- 大学への進学を重視した教育課程を編成する。
- 学科の枠をこえた履修を可能とする仕組みを取り入れ、生徒の特性や進路希望に応じた学

習ができるようにする。

## 2 基本的枠組み

- 平成17年度設置
- 全日制の課程 普通科・工業に関する学科・総合学科
- 行田市大字長野1320番地（現行田進修館高等学校）に設置する。
- 学校規模 1,200人（各年次400人（普通科40人、工業に関する学科120人、総合学科240人）を想定

## 3 設置学科

- 普通科（生徒の進路希望を実現する教育課程を編成する。）
- 工業に関する学科
  - 電気システム科（電気と電力技術やコンピュータの応用技術を学ぶ。）
  - 情報メディア科（情報に関する基礎・基本を学ぶ。）
  - ものづくり科（機械に関する基礎・基本とものづくりについて学ぶ。）
- 総合学科 文科系列、国際系列、理数系列、美術系列、商業に関する系列

## 5. 県立高校再編整備計画推進事業

### ■ 事業内容

(1) 統合を伴う再編整備（15年度：施設改修等に関する設計費）

新校のタイプ	事業内容	担当
比企地区総合学科 高校	総合学科の設置に伴い、専門科目の授業を展開するために必要な実習棟の整備	高校改革推進室 内線 6901
南部地区パレット スクール	総合学科の設置に伴い、専門科目の授業を展開するために必要な施設などの改修	
秩父地区総合技術 高校	学科の新設に伴う実習棟の整備など	
行田地区総合高校	学科の改編に伴う施設改修などの整備	

(2) 単独再編整備

新校のタイプ	事業内容	担当
普通科単位制高校	坂戸西高校（コンピュータ教室の整備等） 越ヶ谷高校（少人数教室の整備等）	指導課 振興助成担当 内線 6768
総合学科高校	小鹿野高校 （CAI教室の整備、介護実習室の設計）	
中高一貫教育校	伊奈学園総合高校 （コンピュータ教室の整備）	

(3) 平成15年度予算額 132,788千円

### 本庄新都心土地区画整理事業について

埼玉県県土整備部地域整備推進室

#### 1. 彩の国の新しい拠点都市を目指して

本庄市及び周辺の美里町、児玉町、神川町、上里町、神泉村、岡部町の1市5町1村は、平成5年8月、本庄地方拠点都市地域として、埼玉県知事より指定を受け、平成7年3月地域の整備の促進に関する基本計画が承認されています。

同基本計画は、地域の将来像を「彩の国本庄科学田園都市（本庄テクノガーデンシティ）」と定め、「職」「住」「遊」「学」の諸機能を備えた、魅力ある拠点都市地域の形成を図るものです。

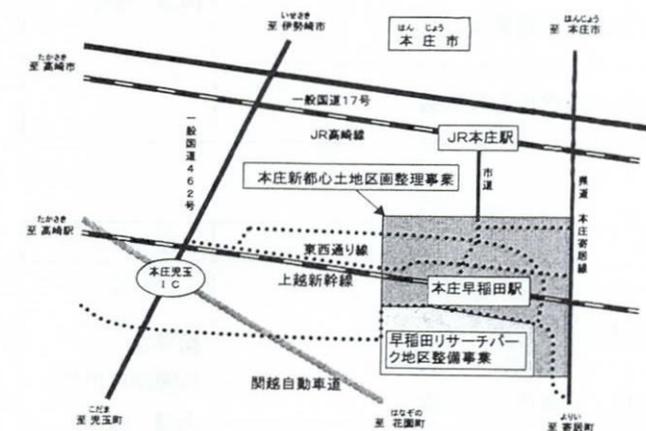
この基本計画には、整備を重点的に実施する10拠点地区が定められていますが、この内、上越新幹線新駅「本庄早稲田駅」を中心とした3地区を合わせて「本庄新都心」と呼んでいます。

本庄地方拠点都市地域



#### 2. 本庄新都心の整備

本庄新都心では、上越新幹線新駅「本庄早稲田駅」を中心に、本庄新都心土地区画整理事業と早稲田リサーチパーク整備事業により、約220haのまちづくりを進めています。これらの事業は、本庄新都心の整備として一体的に進められ、本庄地方拠点都市地域の発展を先導する、彩の国の北の玄関にふさわしい魅力あるまちづくりを



目指します。整備の核となる事業は以下の3事業となっています。

- ① 上越新幹線新駅「本庄早稲田駅」の整備（事業主体：JR東日本 平成16年春開業予定）
- ② 早稲田リサーチパーク整備事業（事業主体：早稲田大学……約65ha）
- ③ 本庄新都心土地区画整理事業（事業主体：地域振興整備公団……約154ha）



### 3. 本庄新都心土地区画整理事業

本庄新都心土地区画整理事業は、既存の市街地から上越新幹線新駅「本庄早稲田駅」を含め、南側に隣接する早稲田リサーチパークまでの範囲を整備し、鉄道と道路の結節機能を高めるとともに、豊かな自然環境を活かし、良好な市街地の整備を図るものです。

#### (1) 整備の基本方針

- ① 隣接する早稲田リサーチパークで展開される研究開発を支援し、県北地域において情報分野や環境分野における新産業の創造を担う拠点を形成する。
- ② 平成16年には、新幹線新駅「本庄早稲田駅」が開業するなど広域交通が整うことから、これらを生かした拠点を形成する。
- ③ 本庄新都心周辺に残る豊かな自然に包まれた環境を活かし、多様なライフスタイルを支える市街地を形成する。

#### (2) 事業の概要

位置：本庄市大字東富田、北堀、栗崎、西富田の各一部

面積：約 154ヘクタール

施行者：地域振興整備公団

地権者数：約 550人

計画人口：約 6,400人

総事業費：300～350億円

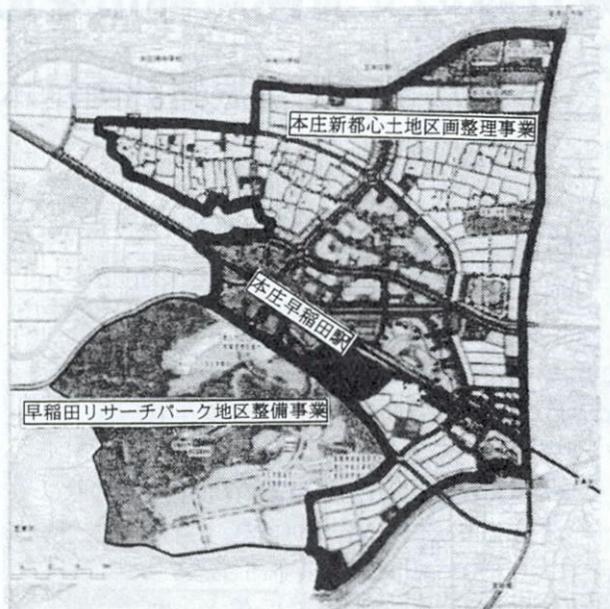
#### (3) 土地利用計画

土地区画整備事業で整備する道路などの公共施設については、新幹線新駅「本庄早稲田駅」や早稲田リサーチパークの機能が十分に発揮できるよう駅の南北に駅前広場を設けるとともに既存の市街地や幹線道路と連絡する道路を配置しています。

「本庄早稲田駅」周辺の区域には、早稲田リサーチパークでの研究活動を支援する産業業務拠点用地、また、広域的な都心としての機能として、商業施設や行政あるいは地域交流施設などの立地を想定した新都心機能用地を配置し、さらに、その周辺には、これらを取り囲むように、住宅地を配置しています。

#### (4) 経緯及び今後の展開

- |           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 平成13年3月   | ・農林調整終了                       |
| 平成13年12月  | ・埼玉県、本庄市から地域振興整備公団へ事業要請       |
| 平成14年1～3月 | ・土地区画整理事業の都市計画案及び環境影響評価準備書の縦覧 |
| 平成15年2月   | ・埼玉県都市計画審議会                   |
| 平成15年3月   | ・都市計画決定、環境影響評価書の手続き終了         |
| 平成15年5月   | ・上越新幹線新駅「本庄早稲田駅」に決定           |
| 平成15年度以降  | ・本庄新都心都市整備計画委員会の開催（5月26日）     |
|           | ・事業実施基本計画の大臣認可を取得             |
|           | ・事業計画書の作成を行い早期に事業認可を取得        |



## 「21世紀を展望した まちづくり」

### 東日本の交流拠点都市をめざして

#### さいたま市総合振興計画基本構想



さいたま市長  
相川 宗一

#### 目的と期間

本市は、平成13年（2001年）5月1日、浦和市、大宮市、与野市の3市合併により、埼玉県下で初めての100万都市として誕生しました。

さいたま市総合振興計画基本構想は、本市が政令指定都市（平成15年（2003年）4月移行）にふさわしい都市づくりを進めるため、市民の意向を十分に反映した都市づくりの基本理念、目指すべき将来都市像を掲げるとともに、その実現に必要な施策展開の方向性を定めるものです。

基本構想の目標年次は平成32年度（2020年度）、目標年次における人口は約120万人で、おおむねピークに達するという見通しのもとに、この基本構想を推進します。

#### 都市づくりの基本理念

本市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合言葉に、だれもが住んで良かった、住み続けたいと思える都市の実現を目指し、「市民と行政の協働」「人と自然の尊重」

「未来への希望と責任」を都市づくりの基本理念として掲げます。

#### ○市民と行政の協働

市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働によって、地方分権をリードする市民本位の自立した都市づくりを進めます。

#### ○人と自然の尊重

一人ひとりの市民が互いを思いやり、積極的に交流を図りながら、私たちが生きる環境を大切に、人と自然を尊重した都市づくりを進めます。

#### ○未来への希望と責任

さいたま市らしい固有の魅力を創出し、活力に満ちた未来への希望にあふれる持続可能な都市づくりを進め、未来に引き継いでいく役割と責任を果たします。

## 将来都市像

さいたま市の将来都市像を次のとおり定め、その実現をめざします。

### ○多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市

本市には、新幹線5路線などが集まる交通の要衝という特性に加え、100万人の人口規模、また、様々な都市機能の集積があります。さいたま新都心の整備を契機として、ヒト・モノ・情報の拠点性を高めながら、新しい産業や多種多様な市民活動を創造して、国内外と交流する活力ある自立都市を目指します。

### ○見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市

本市には、首都圏有数の自然資源である見沼田圃や荒川があり、また、様々な生物が生息する緑地や水辺も残されています。このような空間を保全、再生、創出するとともに、地球環境問題にも積極的に取り組み、人と自然が共生する緑豊かな都市を目指します。

### ○若い力の育つゆとりある生活文化都市

福祉・教育などの社会的なサービスや様々な生活基盤の充実を図り、すべての市民が多様な価値観やライフスタイルに応じた質の高い、心豊かな生活を送ることができる都市づくりを進めます。

また、時代を担う人材を育て、新しい文化を生み出す個性と魅力あふれる都市を目指します。

## 施策展開の方向

さいたま市の将来都市像の実現に向けて、次の7つの分野から施策展開を進めます。

### ■安らぎと潤いある環境を守り育てる

#### ＜環境・アメニティ＞

- 環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、環境意識の向上に努めるとともに、市民、事業者、行政が連携しながらそれぞれの役割と責任を果たします。
- 公害の防止、廃棄物の発生・排出の抑制、資源の循環利用やエネルギーの有効利用を進めます。
- 見沼田圃や河川など、自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出を進めながら、多様な生態系の保全を図ります。



また、緑と水の拠点づくりやネットワーク化などによって、その活用を図ります。

- 地域の特性や多様性を尊重しつつ、調和のとれた美しい街並みや魅力ある都市景観の形成を進めます。

#### ■子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる <健康・福祉>

- 未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、家庭や地域社会と連携しながら、子育てのしやすい環境整備を進めます。
- 市民が積極的に心と体の健康づくりを進められるよう、地域に根づいた健康・長寿の保健・福祉・医療体制を充実していきます。
- 高齢者や障害のある人など、だれもが自由に活動できるよう、物理的、制度的、精神的な障壁を取り除き、バリアフリーの社会を築きます。
- 介護などについて家庭や地域社会が課題を共有するとともに、ボランティア団体、NGO・NPOや民間事業者も交えて多様なニーズにこたえられる保健福祉サービスを生み出し、互いに協力し支えあう地域社会を築きます。

#### ■一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む <教育・文化・スポーツ>

- 家庭、学校と地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進め、一人ひとりの個性の尊重を基本として、豊かな人間性と健全な社会性を身につけた次世代を担う子どもを育てていきます。また、地域社会とのふれあいを深め、郷土を愛する青少年を育てていきます。
- 市民のだれもが生涯を通じ、それぞれの関心に応じて学びながら成長できるよう、生涯学習の環境整備を進めます。
- 市民のだれもが年齢や体力に応じてスポーツに親しみ、家庭や地域で気軽にレク

リエーションを楽しめるよう、「一市民スポーツ」を推進します。

- 地域固有の資源の再度発見、世界の文化とのふれあいのなかで、生活をより豊かにするさいたま文化の創造を目指します。

#### ■人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる <都市基盤・交通>

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた都市基盤整備を進めるとともに、秩序ある土地利用を図ります。
- 地域の均衡ある発展のため、既成市街地の再生に取り組み、都市機能の集積・再配置を図るとともに、良好な市街地の形成を進めます。また、公園や街路樹など市街地の緑を創出し、潤いのある都市空間の形成を図ります。
- 広域交通の骨格となる道路整備を促進するとともに、市内各地区の連携を図る幹線道路の体系的な整備を進め、円滑な都市活動を確保します。また、安全で快適な生活道路や歩行者空間の整備を進めます。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関の利便性向上、自転車利用の促進など、交通需要に応じた総合交通体系の確立を図ります。また、より環境への負荷が少ない新しい公共交通システムの導入に取り組みます。
- 高度情報化に対応した情報通信基盤の整備を促進し、これらを活用できるような環境の整備を図ります。

#### ■産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める <産業・経済>

- 多様な業務機能の集積を図るなど、都市機能の高度化を進め、自立都市づくりに取り組みます。
- 商学官連携、異業種交流などを通じた人や情報のネットワークづくりを促進し、地域産業の育成を図るとともに、市内企

業・事業所活動の活性化に取り組みます。

- 起業の支援やNGO・NPO活動の活性化などにより、都市型生活関連産業や情報・環境関連産業、コミュニティビジネスなどの新しい産業の創造に積極的に取り組みます。

- 人々が集い、出会い、買い物を楽しめる憩いと賑わいの空間を創出するとともに、時代の変化に対応できるよう商業・サービス業の振興を支援します。また、地域資源を活用しながら、魅力ある観光の振興を図ります。

- 農業の多面的な機能を重視しながら、市内に残された優良農地の維持を図り、都市農業の活性化に取り組みます。

- ライフスタイルに応じた多様な就業機会の創出、雇用促進の支援を図ります。

#### ■安全を確保し、市民生活を支える

＜安全・生活基盤＞

- 市民の生命と財産を守るため、建築物の不燃化・耐震化、治水対策の推進など、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら消防・防災体制

の充実を図ります。

- 交通事故や犯罪のない都市、高齢者や子ども、障害のある人をはじめ、すべての市民が安全に暮らせる都市を目指します。
- 水の安定的な供給、下水道の普及など、市民生活を支える基盤整備を進めます。

#### ■理解を深め合い、多彩な交流を広げる

＜交流・コミュニティ＞

- コンベンション機能や情報発信機能など、広域的な交流機能を充実するとともに、産業・経済、文化、スポーツなど幅広い分野で、国内外との交流を進めます。
- 異文化交流を進めながら、外国の人にも住みやすい、世界に開かれた都市を目指します。
- 男女共同参画社会の実現を図るとともに、年齢の違い、障害の有無などにかかわらず、一人ひとりを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を発揮し、共に参画できる地域社会を築きます。
- 地域におけるまつり、イベントの開催や世代間の交流などを進め、ふれあいのある地域社会を築きます。

コミュニティバスを  
ご利用ください



実現に向けて

#### ■市民と行政の協働による都市づくり

＜市民活動＞

- 市内で活動する団体や事業者などを含めた市民と行政の対話を深め、幅広い協働を進めます。
- 多様な媒体、手法を活用して、市制に関する情報の共有を進めます。
- 行政が行うべきこと、市民と行政が協働で行うべきこと、市民が行うべきことなど、市民と行政の役割分担を明確にし、協働による都市づくりを進めます。
- ボランティア活動やコミュニティ活動、NGO・NPO活動など、市民の自主的

な活動と行政との連携を深めていきます。

- 計画策定や事業実施の段階、施設の運営など様々な場面において、市民と行政が協働できる仕組みづくりを進めるとともに、施策の評価についても意見交換を行うなど連携を深めていきます。

#### ■効果的で効率的な行財政運営による都市づくり <行財政運営>

- 限られた財源のもと行政改革を進め、簡素で効率的な行政運営、健全で安定した財政運営を基本に計画的な行財政運営に努めます。
- 行政評価システムの構築、電子市役所の構築、PFIの活用など、その時代の要請に応じた新しい試みにも積極的に取り組みます。
- 公共施設については、既存施設の有効活用を積極的に進めるとともに、維持管理や運営の効率化、機能性の向上を図ります。
- 行政区への分権を推進するとともに、各行政区の特性を生かし、区民の意向を反映した身近な行政運営を進めます。
- 情報公開制度の運用や広報の充実などにより、市民への説明責任を果たし、透明性の高い市政運営を進めるとともに、個人情報保護に努めます。
- 広域的な課題に対応し、国・県、他の政令指定都市および近隣市町村との連携を深め、政令指定都市として担うべき役割を果たしていきます。

#### ■さいたま市らしさを生み出す都市づくり <都市イメージの確立・共有と発信>

- 本市には、見沼田圃や荒川をはじめとする緑や水辺空間に加え、氷川の社、盆栽村、サクラソウ自生地など、多様な地域資源があります。一方で本市の顔ともなる、さいたま新都心やサッカー交流の核

となる埼玉スタジアム2002などの整備も進んでいます。これらを生かしてさいたま市らしさを創造していきます。

- それぞれの地域の特性を踏まえ、新たなまつりを創造するなど、市民が知恵を出し合い、政令指定都市としての新しい都市イメージづくりを進めるとともに、国内外に情報発信しながら一体感を高めていきます。



政令指定都市  
さいたま市



□全国ネットの調査網による物価本

月刊

# 建設物価

設計・積算・資材・調達・契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に並び、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料(税込み) 送料サービス

- 毎月配本 37,200円  
(1冊あたり3,100円)
- B5判/約900ページ  
一部定価 3,800円(税込)

□土木工事市場単価情報誌

季刊

# 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料(税込み) 送料サービス

- 年4回配本 12,000円  
(1冊あたり3,000円)
- B5判/約390ページ  
一部定価 3,400円(税込)

□建築と設備工事の情報誌

季刊

# 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価21工種掲載。標準施工単価は65工種を掲載。共通費率早見表も面倒な計算が省略でき好評です。

年間購読料(税込み) 送料サービス

- 年4回配本 15,800円  
(1冊あたり3,950円)
- B5判/約760ページ  
一部定価 4,600円(税込)

国土交通省公表土木工事標準歩掛

平成  
15年度版

## 国土交通省土木工事積算基準

■国土交通省大臣官房技術調査課/監修 ■B5判/930ページ/定価9,030円(税込)

原動機燃料消費量、排水構造物工をはじめ13工種の見直し。

国土交通省公表による積算基準を基に積上げ積算の手法を解説

平成  
15年度版

## 土木工事積算基準マニュアル

■建設物価調査会/発行 ■B5判/約1000ページ/定価9,480円(税込み)

平成15年度版「国土交通省土木工事積算基準」の標準歩掛に基づき、各工種毎に具体的な積算事例を豊富に収録し、積算業務の初心者からベテランまで実務に役立つ実用的な解説書です。

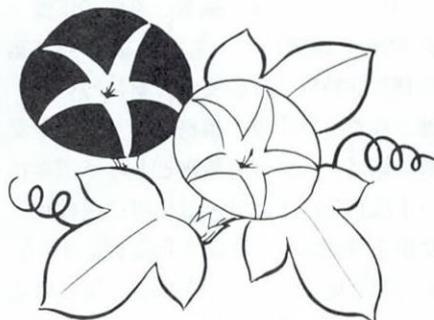
ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。



<http://www.kensetu-navi.com/>  
(毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中)

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル  
☎(03)3663-8761代 FAX (03)3663-1397



# 連合会①の動き

## 平成15年度通常総会を開催

— 土屋知事出馬要請を決議 —

当建産連は6月13日午後4時から建産連会館センター第1会議室において、平成15年度・第24回通常総会を開催、適正な元・下関係の確立を図るため、加盟各団体の共通課題の改善に向けた本年度の事業計画を原案通り承認、可決するとともに、土屋知事4選出馬要請を決議した。

総数30団体、出席29団体で、議長に関根宏副会長を選出、議事録署名人に笠原保孝理事と武井清理事を指名して議事に入った。

第1号議案「平成14年度事業報告の承認について」、第2号議案「平成14年度一般会計収支決算の承認について」、第3号議案「平成14年度特別会計収支決算の承認について」の関連3件を一括上程した。関常務理事から各議案について順次説明を行い、安藤代表監事から監査報告を受け一括して質疑を行い、いずれも原案どおり承認された。

引き続き、第4号議案「平成15年度事業計画案について」、第5号議案「平成15年度一般会計収支予算案について」、第6号議案「平成15年度特別会計収支予算案について」の関連3件を一括上程、事務局より説明を受け採決の結果、いずれも原審どおり承認された。（平成15年度事業計画は後段に掲載）

次に第7号議案「（住居表示変更に伴う）定款の一部変更について」を承認、第8号議案の「役員の補欠選任について」審議を行い、あらかじめ各団体から推薦を受けた名簿を提示し諮ったところ特に異議なく、原案どおり



あいさつする島村会長

承認された。

議事終了後、島村会長から土屋知事に対する次期知事選出馬を要請する決議を行うことについて諮り、全会一致で承認された。

### 役員の補欠選任

- 理事 建設業労働災害防止協会埼玉県支部  
小川 雅 以
- ” 埼玉県環境安全施設協会  
宮田 勉
- ” 埼玉県生コンクリート工業組合  
飯田 康 勝
- ” 埼玉県総合建設業協同組合  
白沢 芳 正
- 評議員 埼玉県建設業協会  
古郡 一 成
- ” 埼玉県生コンクリート工業組合  
小林 隆



## 多くの関係者を迎え懇親会開催

— 土屋知事に出馬要請書手渡し —

総会終了後、会場を同センター3階大ホールに移し、土屋知事、滝瀬県議会議長をはじめ、国、県関係、公社・公団、関係団体、金融機関、報道機関の方々を来賓として迎え懇親会を開催した。



正副会長が壇上に上がり出馬を要請

専務理事の司会で開会、あいさつに立った島村会長は、厳しい状況下にある県内中小建設産業の経営環境について前置きし、「幸い、本県においては、我々県内中小建設産業に対し、受注機会の拡大、資金調達の円滑化、県内下請および県産品などの積極的活用など、適時適切な支援策を実施していただいている」と述べ、土屋知事の県内中小企業育成方針に対し感謝の意を表した。さらに、「現下の厳しい経営環境改善に向け、加盟団体の緊密な連携のもと、共通する課題を中心に、関係諸機関への陳情・要望活動や講習会などの諸事業を積極的に推進し、県内建設産業の活性化に向けて最大の努力を傾注していきたい」と述べ、健全な建設産業構築への決意を示した。

引き続き、正副会長が壇上に上がり、土屋知事に対し、島村会長から「知事選出馬要請書」が手渡された。(=写真)

土屋知事はあいさつの中で、「県政発展の

ため残り任期に全力を尽くす」と述べるとともに、「県内産業の育成は私の公約である。県内下請や県産品の積極的な活用に勇気を持って取り組むことを約束する」と祝辞を述べた。



あいさつする土屋知事

また、滝瀬県議会議長からも、「厳しい経営環境の中で埼玉建産連の果たす役割は益々重要で、諸団体と緊密な連携を図り益々発展されることを願う。県議会としても県内中小企業の皆様に活力を与えるため、県内企業優先、中小企業支援に全力を尽くす」と力強い祝辞が寄せられた。

続いて、来賓紹介、祝電披露があり、島村慎市郎県公園緑地協会理事長の発声で乾杯、宴席に入り、暫し懇談が続き、盛会裏に閉会となった。



乾杯発声で懇親会がスタート

# 平成15年度 事業計画

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

わが国の経済は、長引く景気低迷の中で、イラク戦争、新型肺炎の影響等が加わり一層不透明感を強めている。

このような中、建設産業を取り巻く経営環境は建設投資の減少により受注競争は激化し、企業倒産が増加するなど再編・淘汰の時代を迎え一段と厳しいものがある。

建設産業の健全な発展は、地域経済の活性化のためにも必要不可欠な課題である。

このためにも、関係行政機関等の指導・協力のもと、時代の変化をも認識し一丸となって苦境克服にむけて自助努力を重ねていく必要がある。

建産連としては、社会の要請に応えた諸事業の推進に努めるとともに、建設産業構造改善の基本である「適正な元・下関係の確立」を図るため、会員団体の有機的な連携のもと加盟各団体の共通的な諸課題の改善に向けて、以下の事業を実施するものとする。

## 1. 調査研究事業

建設産業の構造改善推進を図るための各種調査研究等の実施。

## 2. 研究・視察事業

会員団体構成員の知識向上を図るため、一般教養、政治、経済等の各分野における専門家等を招き講演会、研修会を行うとともに文化施設、先端企業等の視察、見学会を行う。

## 3. 構造改善事業等

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会に基づく事業の推進や「元・下契約関係の適正化」等の推進を図る。
- (2) 公共工事の入札及び諸申請業務等の電子化への対応など、各種情報化のための事業を推進する。
- (3) 国及び県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに、行政と連携し建設産業構造改善推進のための事業に取り組む。
- (4) 会員団体構成員の知識の向上に資するため、関係団体等との共催により、経営、技術研修会、講習会等を開催する。とくに、企業倫理の確立を図るため、独占禁止法の遵守を中心とする講習会を重点的に開催する。
- (5) 元・下関係の検討会や情報交換会等の開催。

## 4. 情報活動

### (1) 情報の収集・提供

国、地方公共団体の行政施策、通達、建設産業界の動き、その他労働等に関する情報を適宜

収集し、会員団体に提供する。

インターネット及び全国建産連を中心とした情報ネットワークを活用して情報収集機能の強化を図る。

## (2) 機関誌の発行

機関誌「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体に提供する。

## 5. 陳情等の活動

社会資本整備の促進、県内建設産業の発展や建設産業が抱えている諸問題の解決等を図るため、必要に応じ随時、国及び地方公共団体その他関係機関に対して積極的に陳情等の活動を実施する。

## 6. 連絡調整事業等

- (1) 会員団体の有機的な連携を保持するとともに、会員団体主催等の諸行事への積極的な参加はもとより、必要に応じて会員団体相互間に関連する事業にかかわる連絡会議等を開催する。
- (2) 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、連絡調整会議等を積極的に開催する。
- (3) 団体会員相互及び関係機関関係者との連携を密にするため、新年賀詞交換会を開催する。
- (4) 国及び県等主催の各種協議会並びに集い等に積極的に参画するなど行政遂行に協力する。

## 7. 啓発宣伝事業

- (1) 建設産業の重要性を一般に広くアピールするため、県内小・中学校の児童・生徒を対象として、引き続き「埼玉の建設産業」を題材としてポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 建設産業のPRを図るため、(1)のポスター・絵画コンクール入賞の優秀作品等を原画に用いた2004年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。
- (3) 建設産業のPRを図るため、必要に応じ各種の広報を行う。

## 8. 埼玉建産連会館及び埼玉建設労働者研修福祉センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の適切な維持管理とともに、会議室等の効率的な利用に努める。
- (2) 会館等利用の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練等防災思想の啓蒙を図る。
- (3) 埼玉建設労働者研修福祉センターの譲渡に関して、雇用・能力開発機構及び県等と協力して円滑な処理にあたりるとともに、有益な施設としてより一層の利用が図られるよう努める。

## 9. 全国建産連事業との連携等

全国建産連並びに(財)建設業振興基金等との連携強化による積極的な事業の推進を図る。

# 委員 理事会報告

## 通常総会提出議案について協議

### 平成15年度第1回理事会開催

5月14日正午から、埼玉建産連会館センター第1会議室で平成15年度第1回理事会を開催した。

会議の冒頭、島村会長が「我々建設産業を取り巻く環境が一段と厳しさを増しており、平成15年度建設見通しは4.5%減の53兆9,900億円、我々にとって依存度の高い政府投資に至っては8.4%減の22兆8,600億円と、ピーク時の3分の2まで落ち込んでいる。各団体、各企業においては打開に向け自助努力をされていると思うが、建産連としても各団体に共通の課題改善に向けて諸事業を推進し、建設産業の活性化を図っていきたい」とあいさつ、本日のメインテーマである通常総会提出議案の審議について協力を要請した。

議事に先立ち、今春、黄綬褒章を受賞した建設大工工事業協会の目黒会長に対しお祝いを贈った後、議事録署名人に服部理事と島村理事を選出、島村会長を議長に協議に入った。

#### 議題(1) 平成15年度通常総会の開催日程などについて

6月13日午後4時から、建産連会館センター2階第1会議室で開催する総会次第、さらに、午後5時から3階大ホールで開催する懇親会式次第、来賓名簿などについて、関常務理事から詳細説明を受けこれを承認した。

#### 議題(2) 通常総会提出議案について

①平成14年度事業報告の承認について②平成14年度一般会計収支決算の承認について③平成14年度特別会計収支決算の承認について — の3件を一括上程、詳細説明を受けた後、これを承認した。

続いて、①平成15年度事業計画案について②平成15年度一般会計収支予算案について③平成15年度特別会計収支予算案について — の3件を一括上程、これも同様説明を受けた後、原案どおり承認した。

また、住居表示変更に伴う定款の一部変更について承認を得るとともに、役員補欠選任については、従来どおり、各団体の総会後の推薦を持って総会時に選任することで了承された。

#### 議題(3) その他

審議終了後、島村会長より6月13日の総会時に30団体長連名で、土屋知事の出馬要請を行いたい旨を語り、承認された。



## 第97号編集とポスター・絵画 コンクール募集について協議

### 広報委員会開催

4月25日正午から、埼玉県建産連会館1階特別会議室で広報委員会を開催した。

議題は、①「建産連ニュース」第96号の発行について②「建産連ニュース」第97号の編集案について③「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集について④その他 — の4項目で、有山委員長の挨拶、委員の紹介のあと、有山委員長を議長に順次議事を進めた。

まず、「建産連ニュース」第96号の発行結果について、事務局からの記事の掲載順に要点を説明、続いて「建産連ニュース」第97号の編集案について編集担当から趣旨説明を受け、いずれも特に意見なくこれを了承した。

次に、事務局から第25回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール作品募集要領（案）について説明を受け、例年どおりの内容で実施することを了承した。

最後に、次回委員会開催日を7月24日とすることを決めて閉会した。



## 構造改善事業を推進

### 全国建産連通常総会開催

全国建設産業団体連合会は6月5日、東京の東海大学校友会館で平成15年度通常総会を開催、平成14年度事業報告・収支決算を承認するとともに、平成15年度事業計画・予算案について協議、原案どおり承認、可決した。埼玉県からは島村会長、有山理事、関根評議員、関常務理事が出席した。

また、役員補選が行われ、新任理事に佐藤勝三氏（福島県建設団体連合会会長）と綾順二氏（香川県建設産業団体連合会会長）を選任した。

総会に先立ちあいさつに立った田村会長は、「かつてないほど悪化した元下関係を、以前の良好な関係に修復するには、元請業者のダンピングを排除することが最重要課題」と強調し、「昨年来多くの方々にご協力をいただき作業をすすめてきた、「ダンピング排除のための対策についての報告書」がこのほどまとまった。この報告書を基に、今年度活動の大きな柱として本連合会と地方建産連が力を合わせ、ダンピング排除に向けて、強力な要望活動を展開していきたい」と述べ、協力を要請した。

15年度事業計画では、引き続き構造改善事業を推進することを確認、技術と経営に優れた企業が自由に伸びられる競争環境を作るため、元下関係の適正化をめざし、建設生産システム合理化推進協議会や地方システム協議会などの積極的な活用を図るとしている。

総会終了後開かれた懇親会には、岩井国臣参議院議員、脇雅史参議院議員をはじめ国土交通省から多数の来賓が出席、祝辞が述べられた。

今後の主な行事としては、府県会長会議が9月25日に大分全日空ホテルオアシスタワーで開催される。

## 県内企業の厳しさ一段 受注減少と競争激化に拍車



浦和、与野、大宮の3市による歴史的な合併が行われ、4月1日から政令指定都市「さいたま市」がスタートした。そのさいたま市に本拠を置く当連合会、正副会長による座談会が4月28日、建産連会長室で開かれた。

座談会には島村治作会長をはじめ、関根宏（埼玉県建設業協会会長）、佐野良雄（埼玉県電業協会会長）、有山賢市（埼玉県空調衛生設備協会会長）、小林文武（埼玉県造園業協会会長）、高木容（埼玉建築士会会長）の各副会長が出席、各団体の現状と課題のほかに、不当なダンピング受注対策と地場企業の生き残り対策について意見交換した。

この中で、どの業績においても厳しい現状が浮き彫りとなり「異業種協業化による体質改善とコスト削減を」（建設業協会）、「維持管理やメンテナンスに活路」（造園業協会）、「組織活性化に新制度導入」（建築士会）、「リフォームやメンテナンス市場への参入が課題」（空調衛生設備協会）、「保安点検業務も視野に」（電業協会）など、生き残りを模索する各界の状況が語られ、島村会長は「建設産業に共通した課題の改善に努めたい」と述べ、建設産業の健全化に意欲を示した。

座談会に先立ち、島村会長は「建設投資の縮減、建設業者の増加による受注競争の激化、倒産企業の4.6ポイント増と、建設産業を取り巻く環境はかつて経験したことのない厳しい状況下にあるが、忌憚のないご意見

を受け賜りたい」とあいさつ。さらに、同会長は、「受注減少と競争激化から県内企業の厳しさを読み取ることができると前置きした上で、「建産連としても公共事業量の確保と地元企業の優先発注や適正な元下関係、品質確保の阻害要因となるダンピング受注の排除など、国をはじめ県、市町村に対し要望活動を行っている。また、時代の要請でもある電子入札などの活用について、県内企業の実態調査や講習会を実施してきた。これからは横断的組織である建設産業に共通した課題の改善に努め、健全な建設産業の構築に努めていきたい」と述べた。

— まず、建設業協会会長である関根副会長から、協会の現況と課題についてご意見を伺います。

関根副会長（建設業協会会長） — 昨年の米国同時テロ後、アフガン、イラク戦争が勃発するなど政治的にも不安が募る一方である。さらにここに来て、伝染病（SARS＝新型肺炎）が起こるなど、世界的に悪いことばかりが起きている。

国内的にも株価の最安値更新、デフレの進行など景気がマイナスに向かっている。政府は景気対策と言いつつ一向にその効果が見られない。公共工事は激減し、民間設備投資も弱含みで、建設業界はかつてない厳しさの中にいる。

また、金融機関の再生・合併、会計基準の変更による時価会計、減損会計、ペイオフの実施をはじめ、建設業界では入札契約制度の変革など取り巻く環境は益々厳しさを増しており、デフレ進行の中であって、政府のこれらの施策はいかかなものかと思う。

生き物が生きるためには2つの要素が必須で、それは食料と酸素である。建設業界にとって食料とは建設投資で、これは減少の一途だ。そして酸素とは資金のことだ。建設投資額というパイも84兆円から57兆円になり、率で30%、額で30兆円も減少した。こうなれば、建設業者も2分の1しか生き残れない。今後は益々淘汰が進むものと見られる。

そこで、いかにして生き残っていくかが大きな課題となるわけだが、ジッとしていはいけないし、何とかしなければいけないが良薬がない。

今、建設業界はダンピング受注排除や経営事項審査制度の改善をはじめ、PFIや都市再生など問題がまだまだ一杯ある。



島村会長



関根副会長

— 造園業協会はいかがですか。

小林副会長（造園業協会会長） 埼玉県の出先機関である公園事務所が県土整備事務所に統合され、高度成長時代に指定業種を受けたものの、県の造園事業量も先細りの感がある。県内整備は一段落し、今後、公園行政は市町村で行っていくということが根底にあるのではないかと思われる。最近、微量ではあるが市町村の造園事業量は増えており、逆に国は減少している。

バブル期の公園建設行政は資材のクオリティが高く、高価な彫刻や大

型遊具もあったが、自然志向型にシフトを変換後、工事量の減少とともに施設内容も小規模化している。従って、造園建設業は事業量の減少と質の低下という両面から厳しさを迫られているというのが現状だ。

わが国の公園緑化は日本庭園の流れを組んで、国民性から最初から立派な物を作る傾向にあった。一方、海外の緑化は日本と違い、四季の変化が少ないためにポット栽培による苗木緑化が主体となっており大きな木は植えない。日本人も多くの人々が海外旅行をしているため「何もそんなに大きな木を植える必要はないのでは」という考え方に変わってきており、苗木を植えて公園を造ることに抵抗を感じないようになってきた。市町村の公園整備も小規模化するにつれ、造園の関係団体である植木協会など生産者に至るまで圧迫されている。

では何をすべきか、花木は成長するものなので、維持管理が必要である。残念ながらこれで食いつないでいるのが現状だ。最近では建物の高層化に伴い、屋上緑化や壁面緑化がされているが、機構改革により都市基盤整備公団の業務が都市整備に限定されたことにより、需要減少の影響をまともに受けてしまった。これらからは環境志向を背景に、ビオトープ（河川環境改修）や小沼などの事業に期待するしかないと思われる。

— 建築士会の現状はいかがですか、

高木副会長（建築士会会長） 我々の業界は役所、ゼネコン、建設事務所、工務店などあらゆる業種の方が会員になっている。会員数はピーク時で2700から2200となり、加入率も年々減少している。事業内容も多業種に亘っているが、設計事務所は比較的事業量の多い民間の仕事をごなしている。

また、会の運営も大きな課題のひとつであり、昨年からユーザーに対して自分を売り込むために「CPD」と称し、講習会に参加すると単位を与える制度を立ち上げた。また、建築士にも専門分野を持たせるために、5年間で250単位取得すれば「専攻建築士」の資格が取得できるようなCPD制度に取り組む計画で、継続教育を通じてユーザーへのPRを図っていきたく考えている。

昨年は会の運営が厳しいこともあり、機構改革や予算の見直しを進めてきたが、会員の減少が響いているため、助成金のカットや予算の再編成も迫られている状況だ。他県では設計事務所協会と建築士会の合併まで追い込まれている所もあるが、我々もそうならないよう努力していきたい。



有山副会長

— 設備業界の現状はいかがですか、

有山副会長（空調衛生設備協会会長） 協会員は現在59社である。特に官の工事をはじめ仕事量の減少が大きく影響している。民間業務は7～8割を占めているが、受注価格の低下が顕著で、ボディブローが効き始めているのが現状。我々設備業界は中小零細業者が大半で、実質大型工事ができる企業は県内で数十社だけ。業者数は多いが、技術力、資金力など企業格差が大きいのも課題のひとつと言える。

今後の課題はリフォーム市場とメンテナンス市場への参入だが、リフ



小林副会長



ホームは息の長い仕事で、技術者の張り付けなど対応できない部分がある。

一方、メンテナンス市場は、清掃主体のビルメンテナンス企業が大半で、彼らは一括で安値受注をしていくため、我々機械メンテ企業がかなり喰われている部分があり困っている。

将来の見通しについては現状打破の一言。現在知恵を出しあっている段階だが、現状に体質が対応できない企業は消滅してしまうのではないか。

— 電業業界の方はいかがですか。



高木副会長

佐野副会長（電業協会会長） 電気も個別企業にとっては大変厳しい状況だ。世界的に東西の冷戦が解消して十数年が経過、東西が完全に融合するまでにはまだ15年かかると思う。それまでの過渡期は世界的に不況が続くのではないかと見ており、全く先が見えない日々がまだまだ続くと思う。

長引く不況の影響で各企業の体力は徐々に消耗しつつある中で、電業協会としては、事業撤退や倒産などで退会者が増加している。電気設備業界や企業を取り巻く環境が大きく変革している中で、個々の企業も変わっていかねばならないと思うが、環境の変化についていけない企業は脱落していかざるをえない。

県、市町村を含め電気工事には箱物とプラント関係の電気工事があるが、箱物行政への批判や税収不足から予算がとれないこともあって、仕事量は大きく減少している。一方民間にあってはデフレ化の不況の中で価格競争に陥っている。需給バランスが崩れていることも大きな要因だと思う。

そういう中において電業協会としては何ができるのか。今、受注拡大委員会を設立して、県内の受注機関の洗い直しを行い、業界として取組める仕事を検索している。メーカーに発注されている工事の中にも電気工事は入っていないかなどの検討を始めたところである。官庁工事でも箱物が少なくなってきた現状を考えると、プラント内の電気工事など地元業者でもできる工事の受注拡大を目指すとともに、さらに技術力の向上に努め、計装工事における施工能力の向上も図ってきたい。

また、従来より既存施設のメンテナンスを行ってきたが、保安点検など施設の維持管理業務も視野に入れた仕事にも取り組んでいきたい。



佐野副会長

## 受注減がダンピングの引き金に

— 皆様方の団体の現況や課題、生き残り策については分かりました。続いて、県によって温度差はありますが、多発しているダンピング排除対策について、島村会長いかがでしょうか。

島村会長 仕事量が不足しているので、安値受注、不当なダンピングはかなり進行していることは間違いない。ピーク時に比べれば事業量は3割から4割も減少している中において、個々の企業が「何としても仕

事を取りたい」となれば「安く」取ってしまう傾向にあるようだ。

また、公共工事発注者の中には「(受注金額の)安い会社にやらせよう」という考え方と  
ころもある。ならば業界はどうすべきか。米国はボンド制度があり、ある基準価格以下は契約でき  
ない形になっているようだが、業界が働きかけて、わが国の発注者にも「安値受注に歯止めをかけ  
る入札契約方式」を明確化してもらいたいと思う。

ダンピング防止の議論を進めている全国建産連や全建も「安すぎるのはいけない」と結論付けて  
行政に要望している。20%から30%も安値受注していたら利益も出ない。

佐野副会長(電業協会会長) 最低制限価格から低価格調査制度の移行は業者の不安を助長して  
いるようなもの。ダンピングした業者は、何のおとがめもなく次の指名に入っている。このあたり  
を質してもらいたい。

小林副会長(造園業協会会長) 造園の維持管理には最低制限価格制度がないためダンピングが  
横行している。これが設計労務単価にも反映してしまうので最低制限価格を設けてほしい。苦しい  
からダンピングしてしまうのでは、結局は、我々の首を締めてしまうことになる。

島村会長 日本の入札契約制度は、指名業者数が多すぎる嫌いがあるようだ。また、予定価格の  
事前公表も問題が多く、予定価格のライン上に寄ってしまうのは当たり前である。

関根副会長(建設業協会会長) 発注者のダンピング受注排除を目指しているものの、低入札価  
格調査制度の導入や発注の激減などで、結果的にダンピング受注は増えているのが現状である。建  
設投資額は17年前に戻ったが、業者数は当時より8万社も多く、利益率も当時は2~3%であつた  
が、今は多くの業者がマイナスだ。そこが大きな違いだ。

佐野副会長(電業協会会長) リストラしても人件費が上がっているので、実質的には17年前の  
状態には戻っていない。

関根副会長(建設業協会会長) 我々の若い時には努力と時間をかけて会社を大きくしたもので、  
その結果成長した。今は努力と時間をかけて会社を小さくしている。このままでは将来に希望が持  
てない。近年は補正予算も望めない状況なので、せめて発注の平準化をお願いしたい。

## 現実には厳しい新規事業開拓

— 続いて新規事業分野についてお聞きます。

島村会長 新市場の開拓は難しく、建設産業に関係する事業があるかどうか難しい。

小林副会長(造園業協会会長) 我々造園業協会では、樹木の枝葉は野焼きが禁止されているた  
め公営の焼却場に持って行っているのが現状。チップが出来ても最終処分できない。肥料にするに  
は成分分析があり現状では無理、このような状況の中で新事業の開拓は難しいと言わざるをえない。

関根副会長(建設業協会会長) 新規事業への進出や合併などについては真剣に取り組まなけれ  
ばならない。他県などでは電気と空調など一緒に下請けする総合設備業者もあると聞いているが。

有山副会長(空調衛生設備協会会長) 技術者のリストラには限界がある。建設業は技術者の数  
も格付けの一つの条件である。合併は難しいので、空調衛生設備協会としては業務提携して人の融  
通ができればよいと考えている。それも役所側が認めてくれればの話だが、強力な行政指導をお願  
いしたい。

関根副会長（建設業協会会長） 異業種、例えば建築業者と設計事務所、設備業者などと協業化、グループ化したらどうだろうか。体質改善やコスト削減が図られるのではないか。

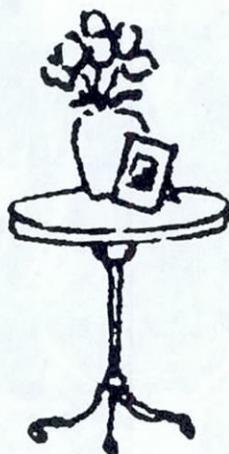
有山副会長（空調衛生設備協会会長） もうすでに限界まで来ており、何とかしないと生き残れないということは分かっているのだが、このままでは金融機関から2年連続赤字決算企業は破綻懸念先企業として指定されかねない。

— 暗い話ばかりですが、何か明るい話題はありますか。

佐野副会長（電業協会会長） これは電業協会に限っての考え方だが、先進国では配電電圧は400V、200Vが一般的になっているが、隣国中国さえ同様である。日本では200V、100Vが維持されてきているが、（400V、200Vの方が）工事部材の削減や電力のトータルエネルギー効率の面で優れている。また、長い目で見て公害問題などへの優位性など多くのメリットが見出せる。長引く沈滞した経済状況の中で法的改正など問題はあるが、電圧の移行は重電メーカー、家電メーカー、電気工事業界など、日本の多くの産業への新たな需要創造にもつながり、10～15年という長期的な経済の活性化になると思われる。

島村会長 厳しい現状を打破するため、広い視野から前向きな姿勢で取組むことも重要なことである。

— これをもちまして座談会を終了したいと思います。本日はありがとうございました。



連

埼玉が生んだ著名人物伝

載

その21

間仁田 勝

## 小 沢 愛次郎

— 近代スポーツ剣道の生みの親 —



喜寿の小沢愛次郎

封建時代の剣術を近代スポーツの剣道として確立させ、衆議院議員として5期勤める中、武道（柔道・剣道）を中等学校の正課体育とすべく建議し実施させるとともに、剣道部門で最高位の「範士」になるなど、「剣聖」として「剣道界の嘉納治五郎」と尊ばれた行田市出身の小沢愛次郎について記す。

### 【参考文献】

- 『小沢愛次郎の遺稿と追憶』（小沢丘編）
- 『剣道八十年』（小沢丘）
- 『近代剣道史』（中村民雄）

## 1. はじめに

現在、NHKの大河ドラマで「宮本武蔵」が放映されている。市川新之介演じる宮本武蔵の生涯を描いたもので、米倉涼子演ずるお通とともに、剣術の達人として佐々木小次郎、柳生石舟斎らが彩りを添えている。この武蔵、一生の間に一度も不覚をとったことがないという。

この武蔵に劣らず、埼玉県にも全国に名をとどろかせた剣士がいたことを忘れてはならない。

江戸末期にその名を全国に轟かせた岡田十松と近代剣道を確立した小沢愛次郎である。

岡田十松は埼玉郡砂山村（羽生市）で生まれ、江戸に出て、仇討「天明の復讐」で名を轟かせていた清久村（久喜市）出身の戸賀崎熊太郎の道場入門、師範代を経て、熊太郎から道場を任された後は、それを神田猿楽町に移し「撃剣館」と改名、神道無念流を甲源一刀流、北辰一刀流とともに幕末三大流派までに引き上げるなど、「剣聖」としてその名をほしいままにした人物で、門下から斉藤弥九郎、藤田東湖、江川太郎左衛門、渡辺華山など維新時に活躍した著名な人物がでている。

小沢愛次郎は、明治維新以後、剣術が衰退する中、剣道界の中核道場としての「興武館」を設立し、従来の剣術を近代スポーツとしての剣道として確立させた人物で、今回はこの小沢愛次郎の偉大な足跡をおってみた。

## 2. 出生

小沢愛次郎は、文久3年（1863）12月2日、小河原愛子の次男として、愛子の実家である北埼玉郡小針村（行田市）の豪農田島新六の家で生まれた。

愛子の父である田島新六は金が貯まると江戸浅草に出ては土地を買い求め、今は町名変更で無くなってはいるが、かつては田島町という名が付けられたほどであったという。

明治初期の古地図によると浅草寺西側で、現在、西浅草二丁目となっている地域が田島町と書かれている。この地が旧田島新六の所有地と思える。地名事典によると「田島町はかつて誓願寺及び下級幕臣のお屋敷のあった地で、明治2年に新たに町名が設定された。誓願寺の山号である田島山から命名され、昭和40年まで続いた」とある。

想像するに、新六はまず衰退していた誓願寺を再興させ、山号を田島山と改名するとともに、その周囲の没落しつつある下級幕臣の屋敷を買い求め、そして維新後の町名設定の折りには、誓願寺の山号及び田島家の所有地ということから田島町と命名されたと思える。

そんな縁から愛子は江戸深川の小河原家に嫁すこととなったが、夫の放蕩癖から離縁し生後2カ月の愛次郎とともに、小針の実家へ戻っていた。

田島家では新六の死後、新六の長男が早世していたことから、孫の竹之助が当主となった。愛次郎は竹之助の従兄弟とはいえ、竹之助は田島家の嫡男、愛次郎は出戻りの連れっ



小沢愛次郎生家

子、いわゆる居候であった。

「若い頃は力があつたぞ。足駄をはいてな、一俵を肩にかつぎ、一俵を手を下げて、次から次に運んだものだった」

長女でありながら出戻りで、実家に寄食するという肩身の狭い母を助けながら、百何十町歩から小作米を蔵に入れるのが愛次郎の仕事であった。

当時、田島家は佐倉藩の儒学者である倉田幽石を招いて「盈進義塾」を開いていた。愛次郎も竹之助の好意で、そこで漢学を学ばしてもらい、その塾頭にまでなっていた。その上、叔父の湯本義憲の勧めで、佐間村（熊谷市）の道場で忍藩剣道指南役の松田十五郎貞好に師事し、小野派一刀流を修行した。その時分は明治維新後で剣道などをやる者は馬鹿にされていたのだが、義憲は「いざ一大事というときに心が動揺しないために剣道が必要だ」と、ことあるごとに若者達に勧めていた。明治10年（1877）4月、愛次郎14歳、剣の道に入った最初の時であった。

湯本義憲は母の愛子の実弟で田島新六の2男として生まれ、隣村埼玉村の湯本家の養子となっていた。幕末は勤皇の志士として活躍したが、維新後は国会議員、その後、岐阜県知事になった人で、武道をこよなく愛し、その上、治水治山事業に力を入れていたことから晩年は「治水翁」と呼ばれた。

### 3. 県議そして衆議院議員に当選

愛次郎、19歳の折、桑崎村（羽生市）の旧家小沢丈右衛門に嫡子がいないことから、愛次郎に白羽の矢が当たり、婚約者である水深村（加須市）の大熊和佐とともに、小沢丈右衛門の夫婦養子となった。

小沢家は清和源氏嫡流である源義家の流れをくむ家系で、徳川5代将軍綱吉の頃に現在の桑崎村に移り住み名主となっていた。寛政

2年（1790）に磐城泉藩主本多越中守忠籌が老中として寛政の改革に助力した功績により幕府から五千石の加増を受け、直轄地であった現在羽生市にある桑崎村など8ヶ村を領有した折には泉藩（福島県いわき市）から、その8ヶ村の総取締りに任命されるなど、苗字帯刀を許され武士に準ずる待遇とされていた家柄であった。

明治17年5月、政府は1町村に1役場を置くことを廃止して数か町村を1区域とした連合役場を設置することとした。桑崎村も隣接の4村とともに設置された岩瀬地区連合役場に包含され、その初代連合戸長に小沢丈右衛門が任命された。その後、明治21年には養父の引退により愛次郎が2代目の連合戸長、いわゆる今で言う村長に就任した。25歳の若い村長の誕生であった。

その翌22年4月1日、全国的に第1次の町村合併が実施され、結成されたばかりの連合役場を基本として新しい町村を誕生させ、戸長に代わり新たに村長、助役制度をスタートさせた。岩瀬連合役場も岩瀬村役場として再出発したのであったが、その時に定められた村長、助役の条件が満30歳以上で選挙権を有する者とされたため、26歳であった愛次郎は村長にも助役にもなることが出来なかった。

連合戸長を辞した愛次郎は、その翌23年3月、周囲に推され県会議員に立候補、当選を果たし、爾来4期9年半連続してその職を勤めた。

その翌年の明治24年8月28日には養父丈右衛門の死去により、愛次郎は豪農小沢家の第16代目の当主となったのであった。

明治中期、松方正義内閣の時、民間人抜擢の制度が打ち出された。いわゆる官吏で占めていた官職に民間人を登用しようとする制度で、当時代議士で治山治水に明かかった叔父湯本義憲が抜擢され、岐阜県知事に任ぜら

れることとなった。その代議士の後任として誰が出馬するか親族会議の末、甥3人で抽選、当たった者が出馬し、他の2人は物心両面から応援することで決定、その結果、愛次郎が当たり、明治31年の第5回衆議院議員選挙で初当選を果たした。明治32年9月までは県会議員でもあったため、1年程は県会議員と国会議員のかけもち（当時は可能）であった。それ以後5期にわたり衆議院議員として活躍したのであった。

#### 4. 剣柔道を中学校の正課として建議

日露戦争中の明治37年8月、愛次郎、時の政友会総裁西園寺公望より満州視察を命じられ、4ヶ月の視察を行い、12月に帰国した。

渡満して見て驚いたことに著しい功績をあげた者を調べてみると、柔剣道の心得のある者が多かった。愛次郎は日本を背負う青年の士気を高めるには武道を修練させることが必要としみじみ痛感させられた。

帰国後、早速、党派は違いが同じ埼玉県選出で剣道の同志である憲政会の星野仙蔵代議士（上福岡市選出）と組んで、「剣道、柔道の二道を中学校の正課として科すべし」との建議を国会に上程すべく、文部大臣に要請した。しかし、「封建的遺物をこの文明の世の中に残す必要が何処にある」と何度も懇願したが取り上げてくれなかった。その上、文部省次官沢柳博士からは医者立場から「剣道は頭を打つから頭が悪くなる」とまで言われた。

意を決した愛次郎は懷中に短刀を秘し、「今日どうしても自分の願いが聞き入れられない時は、大臣を刺して自分も死ぬ覚悟で最後の交渉に来た」と強く要望するとともに、沢柳博士には竹刀を持ち込み自らの頭を叩いて見せて、「これこの通り何ともない」と説

いたところ、大臣らについては「貴殿の熱意は胸にこたえた」と了承したという。

明治38年2月、文部省の了解のもと、第21回帝国議会に「体育に関する建議案」を上程したが、その時分は廃刀令が出たばかりであり、「武道などは古い、今後の日本は経済で列国と争わなければならぬ」との意見が大半を占め、おしくも5票差で否決されてしまった。

愛次郎は諦めず、反対していた議員を説得して回り、次の第22回帝国議会に再び上程、今度は賛成多数で衆議院を通過させることが出来た。明治39年3年13日であった。

議会可決後、実施のための調査研究費として20万円が大蔵省予算に計上され、明治44年（1911）から正式に中等学校の正課として実施されることとなった。

愛次郎は後に「剣道の外、何も知らない田舎議員だから出来たので青白いインテリでは出来ない。剣道が青年に必要なという信念がやらせたことだ」と述べている。

さらに昭和16年（1941）には、国民学校令が発せられて5年生以上の男子小学生にも武道が正課として科せられることになった。

そんな愛次郎も明治42年に日糖事件への連座として獄に下った。日本の精糖から金品を貰ったというのが疑いであった。後に疑惑は晴れたものの、それを機会に政界を退き、剣道の修行に専念した。

#### 5. 剣道の雄「興武館」の設置

愛次郎は議員として勤めるかたわら、中央大学に学ぶとともに、「飯より好き」という剣道を片時も休む事はなかった。小野派一刀流ばかりではなく、心影流、北辰一刀流、鞍馬流等を修めるとともに、明治維新の志士である山岡鉄太郎（鉄舟）などにも教えを受け、それぞれ「皆伝」の印可を授かった。

愛次郎は、「泰平の民は暖衣飽食して胃弱とか脚気の病にかかっているが、これ皆、運動不足からきている。できるだけ大きな力量を身につけ、思う存分の活躍をして世のため人のために尽くしてほしい。剣道の究極の目標はここにある」との信念で、熊谷中学校、不動岡中学校、聖学院中学校、陸軍戸山学校等、多くの教育機関で剣道を指導していた。

しかし、武道教育の究極は道場教育にありとの信念のもとに、愛次郎は常に道場の開設を願っていた。

そして明治21年(1888)、その念願の道場を桑崎村の自邸内に開設したのであった。その名も「興武館」と名付け、さらに一層多くの青年達に剣道を指南していった。

大正6年5月、そんな愛次郎に天覧試合の招待状が届いたのであった。皇居吹上御苑での試合で、相手剣士は佐賀県の納富教雄であった。剣道家にとって天覧試合に出場することは最高の栄誉であり、その上、その試合で優勝の栄に浴することはこの上ない誉れであった。この大正天皇の御前での試合は忘れ得ぬ思い出となり、その時に得た「誉れ」は愛次郎の終生の糧となった。

当時は嘉納治五郎が全盛な時代であり、剣道も全国的な権威を得るには柔道の講道館のように東京に道場を開かねばならないと愛次郎は常に考えていた。そんな大正10年、愛次郎に朗報が飛び込んできた。東京赤坂榎木町の井上勝子爵の邸内に設けられていた道場が子爵から任されることとなったのであった。愛次郎は、早速、道場の名を愛次郎がかつて学び尊敬する倉田幽石の塾名「盈進義塾」と自邸に開いた道場「興武館」とを合わせた「盈進塾興武館」と名付け、剣道の普及に努めた。その甲斐あって、「柔道の講道館、剣道の興武館」と並び称されるほどになっていた。

この興武館も関東大震災の折、惜しくも焼失してしまった。

## 6. 「興武館」の再興

幕末期に、すでに全国的に広がっていた直心影流、北辰一刀流、神道無念流、鏡心名智流といった剣術諸流派は、幕藩体制の崩壊とともにその存在基盤を失い、衰退の一途をたどっていった。

明治28年(1895)、第4回内国勲業博覧会が京都で開催、その中で出典種目の一つとして全国の武術家を招いて演武会が催されることとなり、同年4月17日、その実施のための組織として「大日本武徳会」が結成された。

この武徳会は、博覧会終了後、定款に当初目的の演武会の開催に、新たに武徳殿の造営、武術の保存・奨励、武術資料の収集等を加え、武道の再興機関として再組織化され、明治35年に称号が、そして41年に段位が位置付けられた。称号としては範士、教士、練士の3種類、そして段位としては10段から初段までの10段階が定められた。段位は技術の程度に応じて初段から順次10段までとし、称号は名誉的な権威として5段以上を授与された者に技術及び品格の点から一定の基準のもと、練士、



愛次郎が最初に創設した「興武館」



教士、範士の順で授与し、範士を剣道家の最高の称号とした。

愛次郎も、大正15年5月、その近代剣道の最高位である「範士」の称号を授与されたのであった。愛次郎63歳の時であった。

昭和8年2月、愛次郎の友人や門下生が集まり、東京中野の地に「剣道範士小沢愛次郎古希記念道場建設地」と墨痕鮮やかな3メートルもある標柱が建てられた。愛次郎の70歳を祝う門下生からの贈物であった。

そして昭和9年（1934）正月、新装された道場が落成、その4月22日に好天に恵まれた中で開館式が行われた。道場は各界から賓客で満ち溢れ、愛次郎にとって最高の日となった。

道場の玄関には愛次郎の直筆で「剣道指南 盈進塾興武館」の看板が掲げられた。関東大震災で焼失した盈進塾興武館の11年ぶりの復興であった。

ここにいよいよ新しい興武館、いわゆる日本剣道における中核道場が完成したのであった。これ以後、興武館は近代剣道の心髄として隆盛の一途をたどるとともに、ゆるぎない剣道の礎を築いていった。

## 7. 晩年

愛次郎も晩年は「桑洲」と号し、扁額や碑文等の依頼に応じていた。

『終日袴を着け紫壇の大机に向かって端座し、机の右手に墨汁を並々とたたえた大硯、左手に木表紙の手本が広げられ、真中に手習いのための半折の古新聞が積まれていた。そして膝のまわりには漢籍、詩稿と難しい書物がうず高く積まれていた』（嫡男嫁・幸手記）

昭和11年11月に現在の国会議事堂が竣工し、愛次郎も招待の光栄に浴した。紅茶とケーキでもてなされ、お土産に煙草入れとお菓子を頂いた。愛次郎はこの時、天皇陛下から頂い

た煙草入れを大切にし、時々出してはこの時の話を誇らしげに、また楽しそうによく話していたという。

剣道を従来の武士における護身の剣からスポーツとしての剣の道へ発展させ、それを青少年教育に取り入れるなど、柔道界の嘉納治五郎にも匹敵する働きをし、剣道では範士となり日本剣道会の最高の地位まで上り詰めたにもかかわらず、「僕が今日までに出逢った剣道家の中で、真に第一流と思う人は、世間的には有名でないが、晩年、山岡鉄舟先生に隨身した久留米の松崎浪四郎先生、山岡先生の高弟で香川県の香川善次郎先生、大阪の秋山多吉郎先生の3名である」と、常に自己を誇ることがなかった。常に無欲で、一刀流の極意である「天道争わずして勝つ」の心境であった。

愛次郎は、名刺は勿論、すべての書の最後に「勲四等剣道範士小沢愛次郎」と記していた。この勲四等は日露戦争の折、国家に尽くした功勞により旭日小綬章とともに明治天皇から賜ったものであった。

昭和24年10月20日に妻の和佐が亡くなったからは、めっきり気力も衰えたものの、88歳の米寿の祝いには行田市の権現神社の剣道大会で鞍馬流の形を7本演じ元気なところを見せたのを最後に、昭和25年6月21日、妻の後を追うように羽生市の自宅で死去した。この大会で配った白扇に書いた「寿」の一字が愛次郎の絶筆となった。

墓所は羽生市桑崎にある共同墓地で、昭和32年12月には、知人や門弟達により羽生市の毘沙門堂境内に胸像が建てられた。

なお、羽生の自邸にはある興武館の門には、今でも愛次郎を忍ぶように昔ながらの「小野派一刀流剣道指南」の古びた看板が掲げられている。

### 入札契約制度改善の概要

埼玉県総務部入札企画室

建設投資の低迷、株価低迷による金融機関の経営不安や金融機関の貸し渋り等により、現下の建設産業を取り巻く状況は、極めて厳しい状況となっている。

このような状況を受け、入札・契約制度の面から企業を支援するとともに、談合防止及び競争性の一層の向上を図るため、以下のとおり建設工事等に係る入札・契約制度の改善を行うこととした。

#### 現下の建設産業を取り巻く厳しい状況を踏まえた企業支援のための改善

##### 受注機会の拡大

- 県内企業の組み合わせによる特定JVの活用  
(平成14年度発注の大規模工事から実施)
- 県内下請、県産品等の積極的活用  
(平成15年6月2日施行)

##### 資金調達の円滑化

- 債権譲渡の承諾  
(平成15年3月17日施行)

##### JV運営の適正化

- 埼玉県共同企業体取扱要綱の見直し  
(平成15年4月1日施行)

##### その他

- 仮契約書の印紙貼付の負担軽減  
(平成15年4月1日施行)

#### 談合防止・競争性の向上のための改善

- 総合評価落札方式の適用工事の拡大  
(平成15年4月1日施行)

- 試行中の競争性の高い入札方式等の本格運用  
(平成15年4月1日施行)

- 電子入札の導入  
(平成16年度から本格運用予定)

# 現下の建設産業を取り巻く厳しい状況を踏まえた 企業支援のための入札・契約制度の改善

1

## 県内企業の組み合わせによる特定JVの活用

(平成14年度発注の大規模工事から実施)

平成14年度における大規模建設工事（5億円以上の土木・建築工事）において、次のように県内企業の組み合わせによる特定JVを積極的に活用した。

### ① WTO一般競争入札

- 入札参加条件としての経営事項審査の総合評点を引き下げ、結果として、WTO対象の6案件中1件について、初めて県内企業のみで結成された特定JVが受注した。
- 県外企業が代表構成員であるJVが受注した案件についても、すべてに県内企業が構成員として参加した。

### ② 公募型指名競争入札

- それまで県外企業を特定JVの代表構成員としていた工事についても、県内企業同士によるJV結成を入札参加の条件としたことにより、全案件（8件）について県内企業が受注した。

2

## 債権譲渡の承諾

(平成15年3月17日施行)

建設投資の低迷（平成4年度比3割減少）、株価低迷による金融機関の経営不安及び金融機関の貸出資産圧縮等による貸し渋り等により、本県建設産業は極めて厳しい経営環境に直面している。

現下の厳しい経営環境に直面する県内建設業者の資金調達の円滑化を支援することにより、当面する経済状況に適切に対応することを可能とするため、工事請負約款で原則禁止している県発注工事の請負代金債権の譲渡について、売掛債権担保融資保証制度及び下請セーフティネット債務保証事業を利用する場合に限り、債権譲渡を承諾することとし、平成15年3月17日から施行した。

3

## 共同企業体取扱要綱の見直し

(平成15年4月1日施行)

建設投資の低迷、金融機関の不良債権処理の進展等により、請負業者が工事途中で倒産するケースが増加する中、共同企業体の構成員の一部が倒産した場合でも、残存構成員や下請企業等の債権保護など、適正な共同企業体の運営を確保するため、共同企業体取扱要綱の改正を行った。

4

## 仮契約書の印紙貼付の負担軽減

(平成15年4月1日施行)

議会の議決を要する工事請負契約案件については、仮契約を締結した上で、議会の議決後に改めて本契約を締結しており、それぞれについて契約書を作成しているため、請負業者は、契約書に記載した請負代金額に応じた収入印紙を2回貼付する必要がある。

このため、これまで運用により、仮契約書の請負代金額について、「県議会議決金額」と記載し具体的な金額を明記しないことで、仮契約書に貼付する収入印紙を最低額の200円とし請負業者の負担軽減を講じているが、「建設工事請負等指名競争入札執行要領」の改正により、正式の方式とした。

5

## 県内下請及び県産品の積極的活用の義務づけ

(平成15年6月2日施行)

県内企業の組み合わせによる特定JVの活用や債権譲渡の承諾といった、県から直接工事を受注する企業への支援に加え、工事の施行に当たり通常発生する下請契約及び建設資材の調達等においても県内企業の活用をより一層図ることにより、本県建設産業へのさらなる支援を行う観点から、「埼玉県建設工事標準請負契約約款」を次のように改正し、平成15年6月2日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用することとした。

### 《改正約款条項》

第7条 乙は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を埼玉県内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

2 乙は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は埼玉県内に本店を有する者の中から選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は埼玉県産とするよう努めなければならない。

## 談合防止及び競争性をより高めるための 入札・契約制度の改善

1

### 総合評価落札方式の適用工事の拡大

(平成15年4月1日施行)

総合評価落札方式は、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、発注者にとって最も有利なものを落札者とする入札方式であり、価格のみによる自動落札方式と比較し、談合防止にも有効と考えられる。

平成14年度は、国道の舗装改修工事において1件実施したが、適用工事の拡大を図るべく、試行要綱及び運用指針等を制定した。

2

### 試行中の競争性の高い入札方式等の本格運用

(平成15年4月1日施行)

一般競争入札や公募型指名競争入札などの競争性の高い入札方式、設計金額の事前公表などについては、数年にわたる試行により、競争性や透明性の向上に一定の効果が認められている。

このため、各試行要綱等の改正を行い、試行ではなく県の正式の方式とした。

3

### 電子入札の導入

(平成16年度から本格運用予定)

電子入札については、今年度システム構築を行い、一部試行を経た後、平成16年度以降、大規模な工事等から順次実施していく予定としている。（概要については別添）

# 県発注工事等に係る請負代金の債権譲渡について

長引く景気の低迷に伴う建設投資の減少等により、本県建設産業は極めて厳しい経営環境に直面している。

県としてはこうした状況を踏まえ、県内建設産業の資金調達の円滑化を積極的に支援する観点から、現在県建設工事請負契約約款等において禁止している債権譲渡について下記に掲げる場合にこれを新たに承認することとした。

記

## 1. 承認する場合

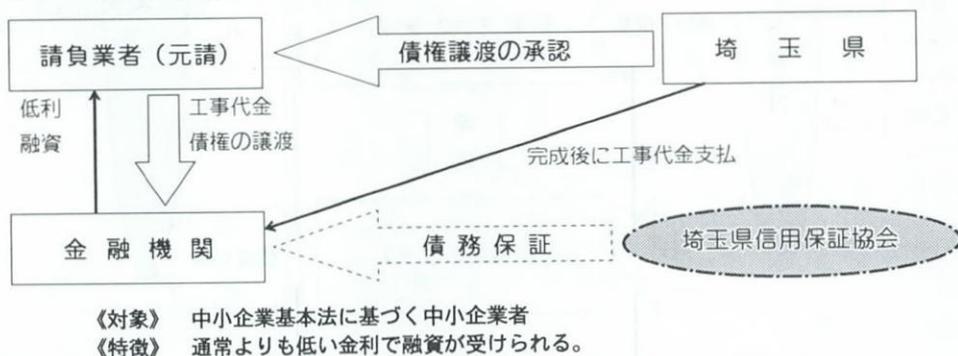
- ① 売掛債権譲渡担保融資制度を活用する場合の金融機関・信用保証協会への債権譲渡
  - ② 下請セーフティネット債務保証事業を活用する場合の事業協同組合等への債権譲渡
- ※ 県としては、債権譲渡の承認により、当該企業に対する指名等において不利益な扱いをしないものとする。

## 2. 施行日

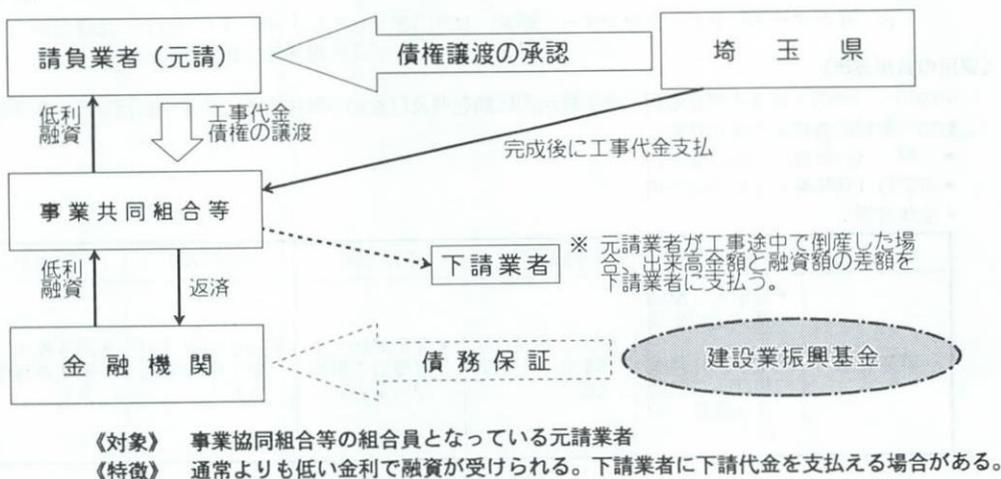
3月17日(月)

### 融資制度の概要

#### ① 売掛債権譲渡担保融資制度

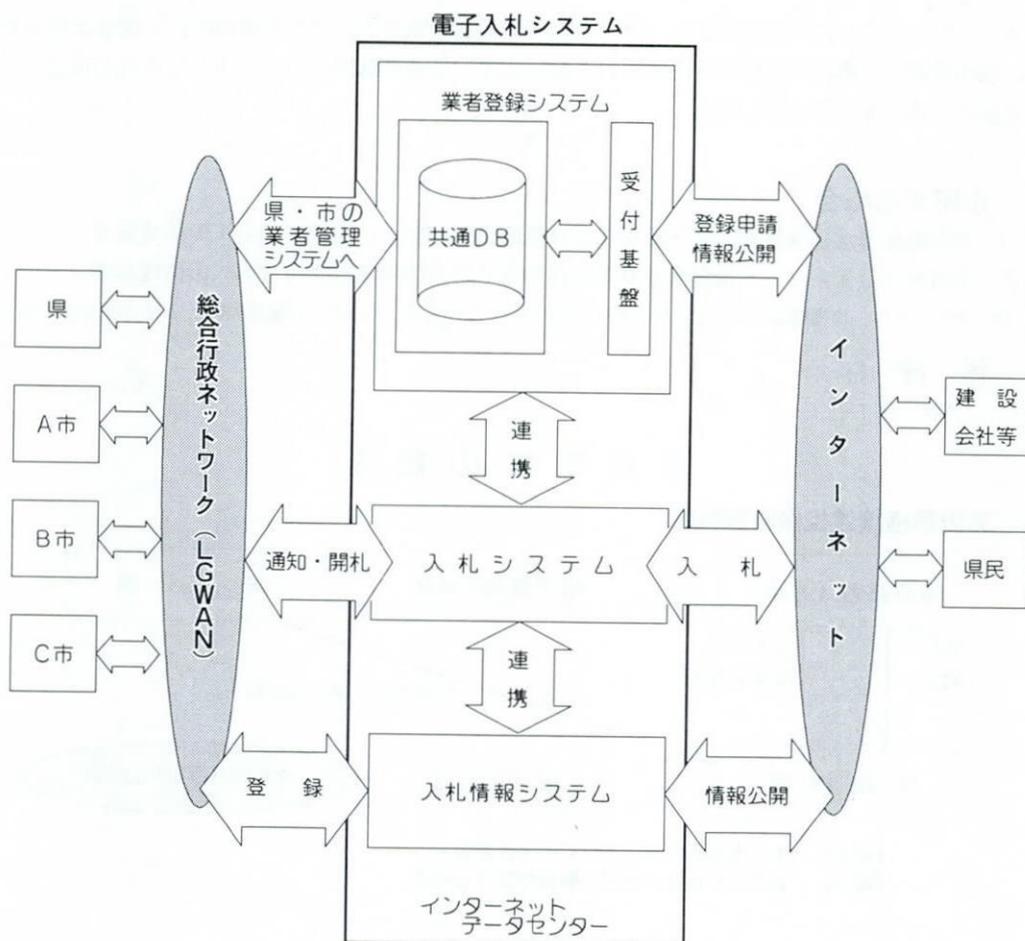


#### ② 下請セーフティネット



## 埼玉県における建設工事電子入札について

### 【電子入札システムの全体イメージ】



※ インターネットデータセンター：顧客にサーバを貸し出し、インターネットへの接続や保守・運用サービスを提供する民間施設

#### 《費用の負担方法》

平成15～17年の3年度の開発費用、運営費用の総額を県及び参加市町村で1/2ずつ負担する。各年度ごとに参加市町村の負担金を産出する。

- 県（15年度）：92,156千円
- 市町村（15年度）：41,307千円
- 全体計画

年 度	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電子入札整備基本計画策定</li> <li>• 電子入札共同システムに関する調査・設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• システムの開発、一部試行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 運用開始（大規模な工事等から実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 順次拡大（対象工事等の拡大）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 順次拡大（対象工事等の拡大）</li> </ul>

埼玉県企業局では、平成14年4月1日から分譲中の全団地を対象とする「分譲成約報酬制度」を導入しました。

# 分譲成約報酬制度

埼玉県企業局 分譲推進課

## 1 趣 旨

低迷が続く分譲状況の中、新たな分譲促進策として導入したものである。

## 2 制度の仕組み

企業局が分譲している工業団地及び産業団地の購入を検討する企業に関する情報を提供した者に対し、当該情報に基づく企業局と購入検討企業との交渉の結果、分譲契約が成立した場合、成約報酬を支払うという制度である。

## 3 対象者

次に該当する法人とする。但し、①宅地建物取引業者にあつては個人を含むものとする。

- ①宅地建物取引業法に定める宅地建物取引業者
- ②信託業務を兼営する銀行
- ③建設業法に定める建設業者、建築設計業者
- ④社団法人リース事業協会の会員であるリース業者
- ⑤埼玉県企業局が造成した工業団地及び産業団地における既立地企業

## 4 報酬額

分譲代金の3パーセント（消費税及び地方消費税を含む）とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、3,000万円を上限とする。

## 5 情報提供の手続き

情報の提供者は、購入検討企業の同意を得た上で、「購入検討企業情報提供書」を企業局へ直接提出する。この情報提供書は、購入検討案件1件につき1通のみ提出することができるものとする。

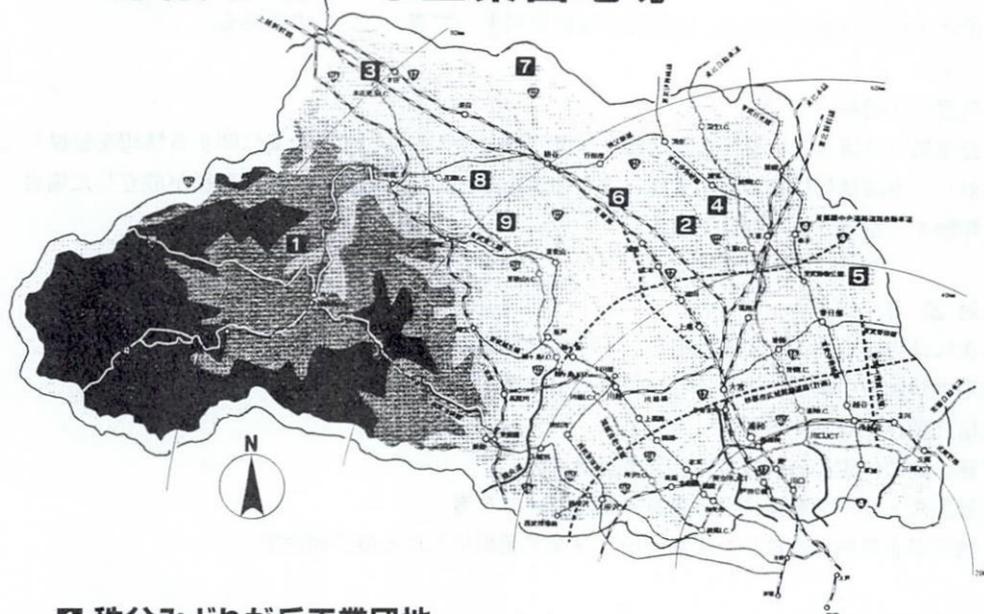
## 6 留意点

- ① 既に企業局と購入検討企業との間で交渉が進んでいる案件及び県企業局の団地で操業を行っている企業が同一団地内の他区画の分譲を受けようとする場合については、対象外とする。
- ② 報酬額に関しては、交通費、通信費等の実費は弁償しない。
- ③ 報酬の支払い時期は、原則として分譲代金が完済された後とする。

## 7 施行期間 平成14年4月1日～平成16年3月31日

※ その他、詳細については埼玉県企業局分譲推進課（電話048-830-7123）までご連絡ください。

## 埼玉県企業局が 分譲している工業団地等



- 1 秩父みどりが丘工業団地**  
 国道140号から5km、皆野寄居バイパス開通 —— [分譲中区画数] 16 [平均単価] 21,800円/㎡
- 2 騎西藤の台工業団地**  
 国道122号沿い、東北道加須I.C.から6km —— [分譲中区画数] 6 [平均単価] 47,900円/㎡
- 3 本庄いまい台産業団地**  
 関越本庄児玉I.C.隣接、H16年上越新幹線本庄新駅開業 —— [分譲中区画数] 17 [平均単価] 42,000円/㎡
- 4 加須下高柳工業団地**  
 都心から50km圏、東北道加須I.C.から2.5km —— [分譲中区画数] 30 [平均単価] 42,300円/㎡
- 5 杉戸深輪産業団地**  
 都心から40km圏、国道4号バイパス直近 —— [分譲中区画数] 16 [平均単価] 51,200円/㎡
- 6 行田みなみ産業団地**  
 国道17号熊谷バイパス沿い、JR北鴻巣駅から1.2km —— [分譲中区画数] 25 [平均単価] 42,500円/㎡
- 7 妻沼西部工業団地**  
 国道407号バイパスから約1.5km —— [分譲中区画数] 21 [平均単価] 33,200円/㎡
- 8 川本春日丘工業団地**  
 関越花園I.C.から4.5km、県道熊谷寄居線に接続 —— [分譲中区画数] 4 [平均単価] 40,100円/㎡
- 9 嵐山花見台工業団地**  
 H15年(仮)関越小川嵐山I.C.開通、東武線が複線化に —— [分譲中区画数] 3 [平均単価] 43,700円/㎡



# 建産連 だより

## 通常総会終わる

### ○(社)埼玉県建設業協会

5月23日16時より

浦和ロイヤルパインズホテル

改選 会長 関根 宏

副会長 武井 清

〃 齊藤 康人

〃 安藤 繁雄

〃 小川 雅以

〃 古都 一成

〃 平岩 宗敏(新任)

事業予算 2億2,768万円

- 主な事業
- ①建設業再生への対応
  - ②入札契約制度改革への対応
  - ③環境問題への対応
  - ④品質保障への対応
  - ⑤情報化への対応

### ○埼玉県電気工事工業組合

5月16日15時30分より

アルーサ清水園

改選 理事長 小澤 浩二

副理事長 下鳥勝三郎

〃 加藤 末勝(新任)

〃 高島 孝之(新任)

事業予算 9億1,251万円

- 主な事業
- ①電気工業に関する指導・教育
  - ②電気工業に関する情報、資料の収集・提供
  - ③電気工業に関する調査研究
  - ④共同購買事業
  - ⑤一般工作物の調査業務

### ○(社)埼玉県空調衛生設備協会

5月23日15時より

ホテルブリランテ武蔵野

非改選

事業予算 1億3,254万円

- 主な事業
- ①技術研修会などの開催
  - ②公報誌の発行
  - ③安全大会の開催
  - ④情報化推進に関すること
  - ⑤公的機関への講師派遣など

### ○(社)日本塗装工業会埼玉県支部

4月24日15時より

ベルヴィ武蔵野

非改選

事業予算 2,000万円

- 主な事業
- ①低VOCに関する講習会
  - ②レクリエーション大会
  - ③安全大会
  - ④健康に関する講習会

### ○(社)埼玉県建築士事務所協会

5月13日14時より

アルーサ清水園

非改選

事業予算 5,300万円

- 主な事業
- ①情報化の推進
  - ②国内資格者制度と国際資格者制度の検討
  - ③建築士事務所業務の一般社会への啓発PR
  - ④法令・設計技術などに関する情報収集と伝達

### ○建設業労働災害防止協会埼玉県支部

5月29日14時30分より

ホテルブリランテ武蔵野

改選 支部長 小川 雅以(新任)

副支部長 荒川 春郎

〃 真下 恵司(新任)

副支部長 新井 員吉 (新任)  
事業予算 1億5,556万円  
主な事業 ①法令・災害防止計画・労働災害防止規程の周知徹底  
②安全衛生行事を初めとする広報活動  
③教育・研修会事業  
④現場指導など

### ○埼玉県道路舗装協会

5月22日14時より  
建産連会館第1会議室  
改選 会長 真下 恵司  
副会長 星野 博之  
" 田中 恭一  
" 島村 健  
事業予算 1億9,825万円  
主な事業 ①舗装施工管理技術者資格の取得者拡大  
②道路予算拡大の要望  
③会員企業に対する発注拡大の要望  
④総務、技術振興、労働資材の三委員会による調査研究

### ○埼玉県コンクリート圧送事業協同組合

5月17日17時より  
別所沼会館  
非改選  
事業予算 830万円  
主な事業 ①経営の近代化と経営基盤の強化  
②労働災害防止対策  
③技能士の育成・活用促進

### ○社情報通信設備協会埼玉県支部

5月26日14時より  
ラフォーレ清水園  
非改選  
事業予算 296万円

主な事業 ①会員組織の強化拡充  
②保守業務の必要性の啓蒙と通信設備の品質向上  
③県支部の地位向上と建設業界との情報交換  
④情報・宣伝活動の充実  
⑤講・研修会の開催

### ○埼玉県環境安全施設協会

6月3日15時より  
鴻巣市文化センター  
改選 会長 宮田 勉 (新任)  
副会長 仲村 一夫  
" 深井 宏幸  
事業予算 85万円  
主な事業 ①独禁法、建設業法講習会  
②全国道路標識週間の啓蒙活動  
③道路美化、道路環境保持のための道路清掃  
④県警に対し標識・標示に関する提言・提案

### ○埼玉県地質調査業協会

5月9日15時より  
埼玉建産連会館  
改選 会長 遠藤 計  
副会長 小室 眞  
" 田中 正秋  
事業予算 700万円  
主な事業 ①技術講演会  
②現場見学会  
③技術研修会  
④県・出先機関・市町村への陳情  
⑤県との意見交換会

### ○埼玉県設備設計事務所協会

5月23日15時30分より  
さいたま共済会館  
改選 会長 服部 幸二

副会長 金子 和巳

〃 栗木 薫

〃 藤原 克彦

事業予算 332万円

- 主な事業 ①技術研修会  
②会報の発行  
③ホームページによる情報提供  
④建築設備士の地位向上・法制化に対する活動  
⑤講師派遣

### ○埼玉アスファルト合材協会

5月14日16時より

浦和ロイヤルパインズホテル

非改選

事業予算 2,300万円

- 主な事業 ①製造技術・施工技術の調査研究と需要調査  
②埼玉県との連絡会議開催  
③会員の資質向上のための全体会開催  
④関連団体との連絡・強調  
⑤緑のトラスト基金寄付の継続

### ○(社)日本補償コンサルタント協会

#### 関東支部埼玉県部会

5月20日14時より

建産連会館第1会議室

非改選

事業予算 2,677万円

- 主な事業 ①各種研修会の実施  
②関係機関との意見交換  
③補償基準の検討  
④機関誌、会員名簿の発行・配布  
⑤ホームページの作成

### ○(社)埼玉県建設コンサルタント 技術研修会

5月16日15時より

浦和東武ホテル

改選 会長 小山 正夫

副会長 野口 重彦

事業予算 1,900万円

- 主な事業 ①資格取得研修会、技術向上研修会の開催  
②関連業務合理化、効率化に関する調査研究  
③人材育成研修会の開催  
④一般公益活動の推進  
⑤公益団体などの公益事業への協賛

### ○(社)埼玉建築設計監理協会

5月28日15時より

東晶大飯店

改選 会長 片淵 重幸

副会長 大川 紀夫

〃 桑子 喬

〃 細田 招司

事業予算 1,907万円

- 主な事業 ①職能確立、社会的地位向上に関する諸活動  
②耐震診断・補強など地震対策に関する諸活動  
③高齢者福祉社会に関する諸活動  
④県内建築系学生奨励事業（卒業設計コンクール）の推進  
⑤環境問題（甦り建築など）に関する諸活動

### ○(財)埼玉県建築住宅安全協会

5月27日15時30分より

浦和ロイヤルパインズホテル

改選 理事長 横田 充穂

副理事長 関根 宏

〃 高岡 敏夫

〃 高木 容

〃 石橋 邦久（新任）

事業予算 1億5,138万円

- 主な事業
- ①定期報告制度の推進
  - ②住宅性能表示支援事業の普及促進
  - ③小学生向け防災冊子などの作成（新規）
  - ④定期調（検）査実務要領講習会終了者への腕章発行（新規）
  - ⑤関係機関、団体などとの連絡協調強化

○東日本建設業保証株式会社 埼玉支店

### 中間前払金保証のご案内

平素は、当社の前払金保証及び契約保証をご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事の縮小傾向が続く中で、全国的に「中間前払金」が件数、金額とも拡大傾向にあります。「中間前払金」は工期・工事出来高が半分を超えた時に簡単な手続きで前払金とは別に請負代金の一部を受け取る仕組みです。4月1日時点で、地方公共団体のうち「中間前払金」制度を導入しているのは、36都道府県、37市区、48町、8村と導入する自治体が着実に増加しています。

埼玉県内では、埼玉県、飯能市、志木市がこの制度を導入しております。中間前払金保証は手続きが簡単で、保証料も中間前払金額の0.065%と大変お安くなっております。

「中間前払金」の対象となる工事や支出の条件等については、当社埼玉支店（電話048-861-8885）までお問い合わせください。

○埼玉県電気工事工業組合

### 全国で電気工事工業組合初のISO14001 認証登録

（審査登録機関に更に一步近づく）

埼玉県電気工事工業組合は、ISO14001認証登録のため、審査登録機関の2段階審査（本

審査）を受査した。

この審査はISO14001の規格要求事項に基づき構築された環境マネジメントシステムが全員により実行され、維持されていることの確認のための監査である。

埼玉電工組は昨年6月取得したISO9001と、ISO14001の第1段階審査（初回訪問）の教訓を生かし、すべての事務局員に計4週間、1回1時間におよぶ勉強会を行い万全の姿勢で本審査に臨んだ。

結果、良好な成績で終了し、3月28日付けで認証登録された。これは、準備期間を含めた8ヶ月、当初の目的完遂のため、担当者はもちろん局員全員が一丸となって努力した結果であり、また、小澤理事長を始めとする役員をサポートに支えられての賜である。この二つのISOの取得は、最終目的の審査登録機関設立の1ステップと位置づけ、更に精進して行きたい。なお、平成15年6月24日に認証証明書が授与される予定である。

○(社)埼玉県空調衛生設備協会

### 公的活動の推進について

当協会では、公的活動の一環として、ここ数年県からの依頼を受け、毎年、県立川口高等技術専門学校と県立浦和工業高校に講師を派遣し、本県の職業能力開発業務等の一翼を担ってきました。

なお、この講師派遣の業務内容、協会と学校間及び講師相互間の連絡、日程調整等を行うため「講師派遣委員会」を設置していません。

平成15年度は、去る6月13日に県立浦和工業高校設備システム科による『スペシャリストに学ぶ』に4名の委員を派遣しまして、「ルームエアコンの取付けと銅管配管工事」について指導しました。

また、県立川口高等技術専門学校へは、平成15年11月17日から平成15年12月19日まで6名

の委員を講師として派遣し空調工学科1年生に「配管の基本実習(材料拾い出し)」の指導にあたることになっております。

又、訓練の一環として工事現場や県等の新規施設の見学会を実施しておりますが昨年度は、県住入間向原団地(入間市)の施工現場と「国体メイン会場」(熊谷市)を見学し、大変喜ばれております。

今後とも、公的活動として社会に貢献できる事業の推進を図ってまいります。

### ○埼玉県建築士事務所協会

#### 2001年改訂既存建築物の耐震診断・耐震改修に関する講習会を開催

1995年の阪神淡路大震災では、多数の建築物が倒壊し、多数の人命が失われ、建築物に対する震災対策の重要性が再認識されました。

この大震災から得られた重要な教訓の一つは、地震災害を軽減するためには、既存建築物、特に、1981年建築基準法、同施工令改正以前に設計・施工された建築物の耐震診断・耐震改修が必須条件であるということでありました。この認識のもと、同年12月には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施工されるなどの対策が進められ、耐震診断・耐震改修が、全国的に行なわれるようになりました。

鉄筋コンクリート造建築物については、1977年に他の構造に先がけて耐震診断基準ならびに耐震改修設計指針が刊行され、1990年の部分的な改訂を経て更に、阪神淡路大震災以降、これらの基準、指針の適用例が増え、技術開発も進んだことなどから、これらの最新の知見を取り入れ、この度、(財)日本建築防災協会において村上雅也先生を委員長とする「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針改定委員会」など、4部会を組織し、技術者がより利用しやすいように改訂が行われました。改訂に伴う

講習会は昨年、当協会主催で行いましたが、1年の経過を経て、いよいよ平成15年度4月より適用されることとなりました。今回は当協会の耐震診断判定委員会委員のご協力を頂きながら、これまでの判定委員会での検討された問題点等も取り入れ、有用な情報の提供、さらに最新の研究成果等も紹介しながら、実務に役立つ講習会を開催いたしました。

今後、当協会は、建築士事務所業務の進歩改善及び健全な発展をはかる目的の一環として、上記の講習会だけではなく、高齢者や障害者等の抱える問題・課題を正しく理解し、身体特性等の設計条件の把握や、地域の医療・保健・福祉関係者等との連携の仕方など、必要な設計手法を講義や実習を通して身につけ、実務に活かせる人材を育成する「彩の国バリアフリー建築カレッジ」の開催を予定しています。

### ○埼玉県環境安全施設協会

#### 会長就任ごあいさつ

会長 宮田 勉

去る6月3日の総会で、当協会の会長をお引き受けいたしました宮田でございます。非常に厳しい経済状況の中で、会長をお引き受けし責任を痛感しておりますが、会員の皆様のご協力をいただきながら会員が一步も二歩でも前進するよう頑張りたいと思います。各団体の皆様にもご指導を宜しくお願いいたします。

さて、わたくしたちの協会ですが、会員数40社で主に道路標識・道路標示・防護柵などを施工している会社の集団であります。平成15年度の協会の活動重点といたしまして、

1. 役所に対する協会のPR
  2. 来年行われます「彩の国まごころ国体」の全面的支援
- を掲げました。協会は常に、地域社会に少し

でも貢献できる活動を目指しております。

#### ○社日本補償コンサルタント協会

関東支部埼玉県部会

### 県部会20周年に向けて

会長 笠原保孝

埼玉県部会は昭和59年12月7日に発足以来、公共事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与してまいりました。おかげさまで国、県、市町村の皆様の御指導と御鞭撻をいただきまして着実に前進を重ね、47社の会員を擁するまでに成長いたしました。

県部会では、来年度20周年を迎えるにあたり、総務、広報、補償基準検討及び研修・事業の4委員会事業を、より充実発展させてまいります。特に補償コンサルタントの生命線というべき補償技術の向上には、補償基準検討委員会及び研修・事業委員会を中心に一層の努力を傾注するとともに、20周年記念機関誌の発行にも取り組んでまいります。また、土地収用法の事業認定業務など補償コンサル業務の拡大を国、県などに働きかけてまいりたい。これらの事業を推進するために、4月1日から元埼玉県西部公園建設事務所長の斉藤英一氏を事務局長に迎え入れ、事務局体制の強化を図りました。

#### ○社埼玉建築設計監理協会

### 平成15年度事業計画

協会の目的達成のため、運営組織を定め次の事業を行います。

◎総務 総会・定例会・理事会の会議運営の協力・資料及び議事録作成  
会員増強

◎福利厚生 会員及び所員の健康と福利厚生についての諸活動、親睦旅行の実施、少子化社会の研究

◎広報 会報の発行、県市町村への広報活動、協会のPR、記録写真の保存

◎業務 事業保険の研究、業務に関する各用紙の研究、告示第1206号実施の推進、事務所経営システムの研究、ISOの研究

◎技術研修 意匠構造等の技術研修、材料施工の研究、都市再開発の研究、官公庁への協力と提言及び各種団体との交流、見学会の実施、環境問題の研究

◎賛助会 賛助会員との情報交換・親睦・研鑽

◎財務 事業費の検討、予算の検討、会計一般

○特別委員会

- ・高齢者福祉対策に関する研究
- ・耐震診断・補強等地震対策に関する研究
- ・県内建築系学生奨励事業の推進
- ・公共建築に関する研究

#### ※本年度重点項目

1. 職能確立、社会的地位向上に関する諸活動
2. IT化の推進
3. 環境問題
4. 会員増強



# 連合会日誌

- 4月10日 昭和天皇記念館建設募金委員会埼玉県本部設立総会（パレスホテル大宮）に島村会長出席
- 4月18日 昭和天皇記念館建設募金委員会埼玉県本部担当者会議（ソニックシティ）に関常務理事出席
- 4月22日 **監事監査**  
平成14年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施
- 4月25日 **広報委員会**  
建産連ニュース第96号の発行、第97号編集案、平成15年度広報・啓発事業について協議
- 4月28日 **座談会**  
全国建産連機関紙「月刊建産連」5月号埼玉県特集掲載のため、正副会長による座談会を開催
- 5月9日 埼玉県地質調査業協会総会（第2会議室）に関常務理事出席
- 5月13日 (社)埼玉県建築士事務所協会総会（アルーサ清水園）に関常務理事出席
- 5月14日 **正副会長会議**  
理事会付議事項について事前協議  
**理事会**  
平成15年度通常総会日程、総会付議議案等について協議
- 5月16日 埼玉県電気工事工業組合総代会（アルーサ清水園）に島村会長出席  
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会総会（東武ホテル）に関常務理事出席
- 5月20日 (社)埼玉県造園業協会総会（東武ホテル）に関常務理事出席  
(社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会総会（大ホール）に出席
- 5月21日 全国建産連ダンプ排除対策検討特別委員会及びWG（建設業振興基金）に有山副会長等出席
- 5月22日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議・理事会（建設業振興基金）に島村会長等出席  
(社)日本塗装工業会全国大会（ロイヤルパインズホテル）に関常務理事出席
- 5月23日 (社)埼玉県空調衛生設備協会総会（プリランテ武蔵野）に関常務理事出席
- 5月26日 (社)埼玉建築士会総会（建産連会館センター）に島村会長出席  
(社)情報通信設備協会埼玉県支部総会（ラフォーレ清水園）に関常務理事出席
- 5月27日 (財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター理事会（プリムローズ有朋）に島村会長出席  
(社)埼玉県電業協会総会（アルーサ清水園）に島村会長出席  
(財)埼玉県建築住宅安全協会理事会・評議員会（ロイヤルパインズホテル）に関常務理事出席
- 5月28日 (社)埼玉建築設計監理協会総会（東晶大飯店）に関常務理事出席
- 5月29日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会（プリランテ武蔵野）に島村会長出席  
米国太平洋艦隊司令官ウォルター・ドラム大將閣下歓迎夕食会（パレスホテル大宮）に島村会長出席
- 6月3日 埼玉県環境安全施設協会総会（鴻巣市文化センター）に関常務理事出席
- 6月5日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議・総会（東海大学校友会館）に島村会長等出席

- 6月11日 平成15年度埼玉県構造改善推進協議会総会（埼玉教育会館）に島村会長出席
- 6月13日 **通常総会**  
平成15年度（第24回）通常総会を建産連会館センターで開催。平成14年度事業報告、一般・特別両会計収支決算、平成15年度事業計画、一般・特別両会計収支予算並びに役員  
の補欠選任等についてそれぞれ議決、承認した。  
総会終了後、大ホールにおいて懇親会を開催
- 6月17日 彩の国まごころ国体実行委員会第3回総会（プリランテ武蔵野）に島村会長出席  
第4回全国障害者スポーツ大会埼玉県実行委員会第3回総会（プリランテ武蔵野）に島  
村会長出席
- 6月19日 埼玉県日韓親善協会第3回総会（ロイヤルパイズホテル）に関常務理事出席
- 6月27日 大曾根正男氏勲五等瑞宝章受章祝賀会（アルーサ清水園）に島村会長出席
- 7月3日 **総務委員会**  
全国府県建産連会長会議の提出議題等について協議

お知らせ

建産連会館の  
夏期休館について

建産連事務局

当建産連は、8月13日から16日までの  
4日間を夏期の一斉休館といたします。  
したがって、その期間は、会館センター  
を含む全館を閉鎖いたします。



社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

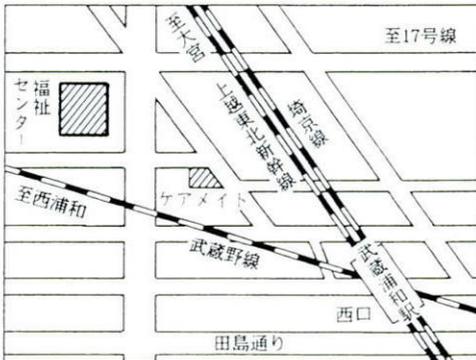
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301  
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111  
 会長 島村 治作

(平成15年7月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 大澤二三夫	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区宮原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 眞	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	〃	〃	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 荒井 正幸	〃	〃	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 片淵 重幸	〃	〃	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉支部	支部長 小川 雅以	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鏑二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート任送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	048(522)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 ときわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 宮田 勉	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白沢 芳正	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	〃	〃	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社) 日本建築コンサルタント協会関東支部埼玉県会	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社) 埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	さいたま市浦和区高砂4-4-1 三幸ビル2階	330-0063	048(863)0988

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
------------	---------	-----------------	----------	--------------



## 埼玉建設労働者研修福祉センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7  
 【電話】048-861-4311  
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、  
 和室、レストラン、喫茶ルーム  
 【開館時間】午前9時～午後5時

### 建産連ニュース 第97号

平成15年7月15日発行

発行 法 規 埼 玉 県 建 設 産 業 団 体 連 合 会  
 企画・編集 広 報 委 員 会  
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号  
 電 話 048-866-4301  
 FAX 048-866-9111  
 印刷 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-6-9  
 株式会社 信 陽 堂

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月